



順天堂大学 外国人留学生・ 研究者のための 生活案内



国際旗

目次：

外国人留学生・研究者のための生活案内について 5

知っておくべきこと 6

日本到着前 7

日本到着後 7

日本滞在中 8

帰国前 9

ビザ・在留資格

来日前・後の在留資格管理

- ビザ 10
- 在留資格認定証明書 12
 - 「文化活動」申請書記入例 14
 - 「教授」申請書記入例 17
- 在留カード 19
- 身分証明書 21
- 住居の(変更)届出 22
 - 入国後 22
 - 市区町村内へ引っ越しする 23
 - 他の区市町村へ引っ越しする 23
 - 国外へ転出する 24

日本滞在中の在留資格手続き

- 在留資格の変更 25
 - 「留学」必要書類 27
 - 「留学」申請書記入例 28
 - 「文化活動」必要書類 31
 - 「文化活動」申請書記入例 32
 - 「教授」必要書類 35
 - 「教授」申請書記入例 36
- 在留期間の更新 39
 - 「文化活動」必要書類 42
 - 「文化活動」申請書記入例 43
 - 「教授」必要書類 46
 - 「教授」申請書記入例 47
- 留学生のアルバイト(資格外活動許可) 50
 - 空港用の資格外活動許可申請書 51
 - 来日後資格外活動許可申請書 52

• 出入国在留管理庁への届出および大学からの報告について	53
• 活動機関に関する届出 記入例	54
• 卒業・修了後について	55
• 在留資格取り消し	56
• 家族滞在ビザ	56
• 再入国許可	57

その他在留資格関連

• 申請書類の Excel 書き方	58
• 出入国在留管理局アクセス	
• 東京出入国在留管理局	59
• 千葉出張所	60

日常生活

役所

• 国民健康保険	61
• 国民年金	62
• 個人番号	63
• 税金	65
• 役所アクセス	
• 文京区役所	67
• 印西市役所	68

緊急時

• 地震と災害に対する安全	69
• 緊急事態	69
• 法律・犯罪	73

生活必要情報

• 生活費・物価	75
• 宿舍	75
• 水道・電気・ガス	76
• 銀行口座、ATM、およびクレジットカード	77
• 電話	79
• 郵便	80
• 交通	81
• ゴミと掃除	84

生活補足情報

• 天候	85
• カルチャーショック	85
• 日本での生活に慣れる	87
• メンタルヘルス	90
• ソーシャルメディア	93
• 食事・アレルギー	93
• 留学生イベント	94
• 参考情報	94

日本語参考

• 日本語講義	95
• 日本語のリソースへのリンク	95
• 日本語の教科書	95
• 日本語能力試験	95

外国人留学生・研究者のための生活案内について

- 母国を離れて暮らすには多くの困りごとがあるかと思います。
- 国際交流センターでは、留学生の皆さんが日本で新しい生活が送れるよう、またその後の留学期間が終わるまでお手伝いいたします。
- 留学生生活案内は日本での生活に役立つ情報を掲載しております。
- 随時情報を更新していきますが、もし更新が必要なことやお気づきのことがありましたら、国際交流センターにお知らせください。

知っておくべきこと：

来日することが決まったら、次の項目について理解しておきましょう。

日本到着前

- ☐ ビザ申請
- ☐ お金 / クレジットカード の準備
- ☐ 日本での住居の確保
- ☐ 電源変換アダプタ

日本到着後

- ☐ (空港) 在留カードの受取
- ☐ (空港) 資格外活動許可の申請（在留資格が留学の人限定）
- ☐ (役所) 住所の (変更) 届出の提出
- ☐ (役所) 国民健康保険と国民年金の登録
- ☐ 個人番号通知書の受取
- ☐ 銀行口座の開設

日本滞在中

- ☐ 在留期間更新許可の申請
- ☐ 家賃その他光熱費の支払い
- ☐ 確定申告の提出
- ☐ 奨学金の申請（必要に応じて）
- ☐ (空港) 再入国許可の申請（一時帰国時）
- ☐ パスポート更新（必要に応じて）

日本滞在中

- ☐ 在留期間更新許可の申請
- ☐ 家賃その他光熱費の支払い
- ☐ 確定申告の提出
- ☐ 奨学金の申請（必要に応じて）
- ☐ (空港) 再入国許可の申請（一時帰国時）
- ☐ パスポート更新（必要に応じて）

帰国前

- ☐ (役所) 転出届の提出
- ☐ (役所) 国民健康保険と国民年金の脱退
- ☐ (税務署) 帰国前の確定申告（必要に応じて）
- ☐ 住居退居の手続き
- ☐ 全アカウントの解約
- ☐ (空港) 在留カードの返却

日本到着前

ビザ申請

- 日本に 90 日間以上滞在する留学生および研究者（中長期在留者）は、在留資格認定手続き・入国者健康確認システム（ERFS）登録を完了する必要があります。
- 日本大使館または領事館でビザを申請してください。
- 日本に家族（＊配偶者と子供）を同伴させることを考えている中長期在留者は、到着前に家族の住居状況とビザの状況について JUIC に知らせてください。

お金 / クレジットカード の準備

- 中長期在留者は、到着後すぐに銀行口座の開設ができない、またはクレジットカードを取得できない可能性があるため、母国の銀行口座とクレジットカードが日本で利用できることを確認する必要があります。

日本での住居の確保

- ビザの規則により、中長期在留者は、入国後 14 日以内に新住所を地元の役所に登録することを義務付けられています。したがって中長期在留者は、日本に来る前または 14 日以内に住まいを見つける必要があります。

電源変換アダプタ

- 国によっては来日前に電源変換アダプタを用意する必要があります。

日本到着後

（空港）在留カードの受取

- 日本に入国した後、中長期在留者は空港の入国審査で在留カードを受け取ります。

（空港）資格外活動許可の申請 ＊ 在留資格が留学の人限定

- 入国後、中長期在留者は空港でアルバイト雇用許可を申請することもできます。

（役所）住所の（変更）届出の提出

- 中長期在留者は、日本に到着してから 14 日以内に住所（変更）届出を役所に提出する必要があります。

（役所）国民健康保険の加入

- 国民健康保険に加入する必要があります。

（役所）国民年金の登録

- 中長期在留者は、日本に長期滞在するかどうかにかかわらず、国民年金制度に登録しなければなりません。

（役所）個人番号通知書の受取

- ・ 住所申請の通知（変更）を市役所に提出した後、中長期在留者は、個人番号が記載された個人番号通知書を受け取ります。

銀行口座の開設

- ・ 中長期在留者は、銀行口座の開設が必要になる場合があります。
- ・ 一部の日本の奨学金には日本の銀行口座が必要です。

日本滞在中

在留期間更新許可の申請

- ・ 中長期在留者は、在留資格で定められた一連の活動を順守し、滞在期間が終了する前に滞在期間を更新するか母国に戻ることを確認する必要があります。

パスポート更新（必要に応じて）

- ・ 通常のパスポートの期限は 10 年です。日本にいる間にパスポートの期限が切れたら各国の大使館で更新を行ってください。

身分証

- ・ 日本の法律で、中長期在留者は常に在留カードを携帯することを義務付けられています。

家賃その他公共料金の支払い

- ・ 外国人留学生および研究者は、必ず以下を支払う必要があります。
 - ・ 家賃
 - ・ 公共料金（水、電気、ガス、必要に応じて）
 - ・ インターネット（必要に応じて）

確定申告の提出（毎年 3 月）

- ・ 中長期在留者が日本で働いているかどうかにかかわらず、毎年 3 月に税務報告書を提出しなければなりません。

奨学金の申請（必要に応じて）

- ・ 留学生と研究者は、来日後に申請できる奨学金があります。

（空港）再入国許可の申請（一時帰国時）

- ・ 中長期在留者が滞在期間中に日本国外へ出国する場合、特別な再入国許可規則を確実に順守する必要があります。

帰国前

（役所）転出届の提出

- 中長期在留者は、日本を出国する日の前後 14 日以内に転出届を役所に提出する必要があります。

（役所）国民健康保険の脱退

- 中長期在留者は、地元の役所の国民健康保険制度課に日本を離れることを通知してください。

（役所）国民年金の脱退

- 中長期在留者は、地元の役所の国民年金制度課に日本を離れることを通知してください。

確定申告の提出（必要に応じて）

- 帰国前に最寄りの税務署に確定申告書を提出してください。

住居退居の手続き

- 中長期在留者は以下の手続きを行ってください。
 - 家賃や光熱費など、住宅関連すべての請求書の支払いを済ませる
 - 寮や部屋の管理人へ退去する通知をするなど、住宅関連の手続きを完了する
 - 出発前に部屋を掃除し、規則に従って粗大ごみを捨てる

全アカウントの解約

- 日本で行った会員登録や開設した銀行口座は、帰国前に解約する必要があります。

（空港）在留カードの返却

- 中長期在留者は、出国審査の際に在留カードを返納してください。

来日前・後の在留資格管理

ビザ

- 順天堂大学での活動を予定している学生および教員は、入国前にビザを取得する必要があります。
- ビザ取得の手続きは、以下によって異なります。
 1. 滞在期間－短期 (90 日以下) と中長期 (90 日以上)
 2. 在留資格－日本に入国・在留して行うことのできる活動の内容



滞在期間

短期

- 滞在期間が 90 日以下の場合は、短期滞在となります。
- 自国の日本国大使館または総領事館にてビザを申請してください。
- [外務省 \(MOFA\)](#) のサイトで短期滞在の場合のビザ免除国について確認できます。

中長期

- 滞在期間が 90 日以上の場合は、中長期在留者となります。
- 中長期の滞在を予定している場合は、ビザを申請する前に「在留資格認定証明書」を取得しなければなりません。
- 在留資格認定証明書の交付申請書は在留資格によって異なります。
- 在留資格認定証明書の取得後、最寄りの日本国大使館または総領事館にてビザを申請してください。
- 中長期在留者には、入国時に空港で在留カードが交付されます。
- 中長期在留者は、入国後 14 日以内に住居地の役所にて住所の届出を行わなければなりません。住所を変更した場合や帰国する場合も同様に届け出る必要があります。

在留資格

「留学」

- 順天堂大学および大学院の学部、修士、博士課程に入学する者は、原則として「留学」の在留資格を取得してください。
- 奨学金の多くは、申請に「留学」の在留資格であることを要件としています。
- 「留学」の在留資格を持つ者で、アルバイトを行いたい場合は、出入国在留管理庁で「資格外活動許可申請」を行わなければなりません。
- 在留資格の期間は4年3ヶ月、4年、3年3ヶ月、3年、2年3ヶ月、2年、1年3ヶ月、1年、6ヶ月、3ヶ月です。

「文化活動」

- 順天堂大学の協力研究員は、「文化活動」の在留資格を取得してください。
- 「文化活動」の在留資格は、収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動への従事及び順天堂大学の教員の指導の下、研究を行うことを目的としています。
- 在留資格の期間は、2年間、1年間、6ヶ月です。

「教授」

- 順天堂大学の外国人教員は「教授」の在留資格を取得してください。
- 「教授」の在留資格では、収入を得ることが可能です。
- 在留資格の期間は、3年または1年です。

備考：在留資格は他にもあります。一覧は[こちら](#)。

申請手順

1. [在留資格認定証明書交付申請手続き](#)を完了してください。
2. 最寄りの大使館または総領事館でビザの申請手順を確認してください。
3. 完了したビザ申請書類を大使館または総領事館に提出してください。

在留資格認定証明書

- 90 日以上の滞在を予定している中長期在留者は、ビザを申請する前に在留資格認定証明書を取得しなければなりません。
- 在留資格認定証明書は日本に入国する際の証明となり、在留資格で定められた活動を行う資格となります。
- 在留資格認定証明書は、出入国在留管理庁に提出してから、手続きに 1 ～ 3 ヶ月要します。
- 在留資格認定証明書の取得後、最寄りの大使館または総領事館でビザを申請することができます。ビザは大体 5 開館日くらいで発行されます。
- 在留資格認定証明書は 3 ヶ月間有効です。
- 注：月額 20 万円を超える奨学金を受給する研究者は、当該奨学金の金額が生活費を超える収入とみなされる可能性があるため、在留資格は「文化活動」ではなく「教授」で申請する必要があります。

申請手順【留学】

1. 順天堂大学国際交流センター (JUIC) からオンラインシステム「SpeedVisa」への招待メールを送付します。[参考](#)
2. メールを確認し、SpeedVisa の利用承認を行ってください。
3. SpeedVisa で以下の情報を入力ください。
 - 基本情報
 - 学歴・職歴
 - 申請に必要な情報
 - 日本への留学理由
 - 学費・生活費の支払方法
4. SpeedVisa で以下の書類を提出（アップロード）してください。
 - パスポート（本人情報記載ページ）
 - 証明写真
 - 経費支弁者の預貯金残高証明書（経費支弁能力を証する文書）
5. JUIC から出入国在留管理庁に申請します。
6. 在留資格認定証明書交付申請書が発行されたら、出入国在留管理庁から JUIC 宛に在留資格認定証明書が届きます。
7. JUIC から申請者に在留資格認定証明書を郵送もしくはメールで送付します。
8. 在留資格認定証明書を受け取ったら、ご自身でビザを申請してください。

申請手順【文化活動】

1. 在留資格認定証明書交付申請書の申請人等作成用を作成してください。JUIC が所属機関等作成用部分を作成します。
 - 「文化活動」(EXCEL ) (記入例)
 - [申請書類の EXCEL 書き方](#)
2. 順天堂大学国際交流センター (JUIC) に次の書類を提出してください。

- 記入済みの申請人等作成用部分 の Excel ファイル
- パスポートの写し
- 経費支弁能力を証する文書：銀行残高証明書、奨学金証明書、等（いずれか英語または日本語）

※ JUIC は上記以外の書類を提出するよう求める場合があります。

3. JUIC から出入国在留管理庁に申請します。

※ 出入国在留管理庁は上記以外の書類を提出するよう求める場合があります。

4. 在留資格認定証明書交付申請書が処理されたら、出入国在留管理庁から JUIC 宛に在留資格認定証明書が届きます。
5. JUIC から申請者に在留資格認定証明書を郵送もしくはメールで送付します。
6. 在留資格認定証明書を受け取ったら、ご自身で**ビザを申請**してください。

申請手順【教授】

1. 在留資格認定証明書交付申請書の申請人等作成用を作成してください。

- 「教授」(EXCEL ) (記入例)
- 申請書類の EXCEL 書き方

2. 雇用予定の所属講座へ、以下の書類をご提出ください。

- 記入済みの申請人等作成用部分 の Excel ファイル
- パスポートの写し
- 在職証明書：職位、給与、雇用期間を記載してください。

※ 本証明書については、講座から順天堂大学人事課へ発行を依頼していただく必要がある場合があります。

3. 講座から出入国在留管理庁に申請します。

※ 出入国在留管理庁は上記以外の書類を提出するよう求める場合があります。

4. 在留資格認定証明書交付申請書が処理されたら、出入国在留管理庁から講座宛に在留資格認定証明書が届きます。
5. 講座から申請者に在留資格認定証明書を郵送もしくはメールで送付します。
6. 在留資格認定証明書を受け取ったら、ご自身で**ビザを申請**してください。

在留資格認定証明書交付申請書 記入例 「文化活動」

申請人等作成用 1

別記第六号の三様式 (第六条の二関係)
申請人等作成用 1
For applicant, part 1

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Government of Japan

在留資格認定証明書交付申請書
APPLICATION FOR CERTIFICATE OF ELIGIBILITY

法務大臣殿
To the Minister of Justice

写真
Photo
40mm x 30mm

出入国管理及び難民認定法第7条の2の規定に基づき、次のとおり同法第7条第1項第2号に掲げる条件に適合している旨の証明書の交付を申請します。
Pursuant to the provisions of Article 7-2 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for the certificate showing eligibility for the conditions provided for in 7, Paragraph 1, Item 2 of the said Act.

1 国籍・地域 中国 2 生年月日 1988 年 12 月 31 日
Nationality/Region Date of birth

3 氏名 WANG (王) HAOYU (浩宇)
Name Family name Given name

4 性別 男 5 出生地 中国 黒竜江省ハルビン市 6 配偶者の有無 有 無
Sex Male / Female Place of birth Marital status Married / Single

7 職業 医師 8 本国における居住地 中国 黒竜江省ハルビン市
Occupation Home town/city

9 日本における連絡先 〒113-8421 文京区本郷2丁目1番1号
Address in Japan

10 旅券 (1)番号 AB1234567 (2)有効期限 2030 年 1 月 17 日
Passport Number Date of expiration

11 入国目的 (次のいずれか該当するものを選んでください。)
Purpose of entry: check one of the followings
☐ I「教授」 ☐ II「教育」 ☐ III「芸術」 ☒ J「文化活動」 ☐ K「宗教」 ☐ L「報道」
"Professor" "Instructor" "Artist" "Cultural Activities" "Religious Activities" "Journalist"

12 入国予定年月日 2022 年 3 月 15 日 13 上陸予定港 成田空港
Date of entry Port of entry

14 滞在予定期間 1 年間 15 同伴者の有無 有 無
Intended length of stay Accompanying persons, if any

16 査証申請予定地 在中国日本国大使館
Intended place to apply for visa

17 過去の出入国歴 (上記で「有」を選択した場合) 有 無
Past entry into / departure from Japan Yes / No

18 過去の在留資格認定証明書交付申請歴 (上記で「有」を選択した場合) 有 無
Past history of applying for a certificate of eligibility Yes / No

19 犯罪を理由とする処分を受けたことのある有無 (日本国外におけるものを含む。) ※交通違反等による処分を含む。
Criminal record (in Japan / overseas) including dispositions due to traffic violations, etc. Yes / No

20 退去強制又は出国命令による出国の有無 (上記で「有」を選択した場合) 有 無
Departure by deportation / departure order Yes / No

21 在日親族 (父・母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父母・叔(伯)父・叔(伯)母など) 及び同居者
Family in Japan (father, mother, spouse, children, siblings, grandparents, uncle, aunt or others) and cohabitants
有 (「有」の場合は、以下の欄に在日親族及び同居者を記入してください。) 無
Yes (If yes, please fill in your family members in Japan and co-residents in the following columns) / No

続柄 Relationship	氏名 Name	生年月日 Date of birth	国籍・地域 Nationality/Region	同居予定の有無 Intended to reside with applicant(s)	勤務先名称・通学先名称 Place of employment/school	在留カード番号 Residence card number Special Permanent Resident Certificate number
妹	WANG ZIHAN	86/1/22	中国	有 Yes / No	〇〇大学	AB12345678CD
				有 Yes / No		
				有 Yes / No		
				有 Yes / No		

※ 31について、有効な旅券を所持する場合は、旅券の身分事項ページのとおり記載してください。
Regarding item 31, if you possess your valid passport, please fill in your name as shown in the passport.
21については、記載欄が不足する場合は別紙に記入して添付すること。なお、研修、[技能実習]に係る申請の場合は、「在日親族」のみ記載してください。
Regarding item 21, if there is not enough space in the given columns to write in all of your family in Japan, fill in and attach a separate sheet.
In addition, take note that you are only required to fill in your family members in Japan for applications pertaining to "Trainees" or "Technical Intern Training".

(注) 裏面参照の上、申請に必要な書類を作成して下さい。
Note: Please fill in forms required for application. (See notes on reverse side.)
(注) 申請書に事実と異なる記載をしたことが判明した場合には、不利益な扱いを受けることがあります。
Note: In case of to be found that you have misrepresented the facts in an application, you will be unfavorably treated in the process.

- 写真
- 背景無地
 - 提出日 3 カ月以内に撮影したもの
 - 鮮明なもの
 - 無帽
3. パスポートと同じ
ローマ字で記入。
姓→名の順番
9. 順天堂大学で勉強する
キャンパスの住所と電話番号、携帯電話は不要
12. 来日予定日
13. 来日時に変更があっても問題ない
14. 順天堂大学で進学するプログラムの期間
16. ビザ申請書類を提出する予定がある
日本の大使館 / 総領事館
17. 来たことがない場合は無に〇
21. いない場合は無に
〇と表に記入不要
- リンク 申請書類の EXCEL 書き方

申請人等作成用 2

申請人等作成用 2 J (「芸術」・「文化活動」)
For applicant, part 2 J ("Artist" / "Cultural Activities")

在留資格認定証明書用
For certificate of eligibility

22 勤務先又は活動先 ※ (2)及び(3)については、主たる勤務又は活動場所の所在地及び電話番号を記載すること。
Place of employment or activity For sub-items (2) and (3), give the address and telephone number of your principal place of employment/activity.

(1)名称 順天堂大学大学院医学研究科 支店・事業所・研究室名 皮膚科学・アレルギー学
Name Name of branch, office or research room

指導教員氏名 (収入を伴わない学術上の活動を行うために「文化活動」での入国を希望する場合に記入)
Name of professor (Fill in the following if the applicant wishes to enter Japan to engage in academic activities that provide no income under the status of residence of "Cultural Activities")

佐藤 泰然 先生

(2)所在地 〒113-8421 文京区本郷2丁目1番1号 (3)電話番号 03-3813-3111
Address Telephone No.

23 活動内容 Type of activity

(1)「芸術」での入国を希望する場合 Fill in this section if the applicant wishes to enter Japan with the status of residence of "Artist".

☐ 著述家 ☐ 著述家(指導) ☐ 美術家・写真家 ☐ 美術家(指導)・写真家(指導)
Author Author (teaching) Artist/photographer Artist (teaching)/photographer (teaching)

☐ 音楽家・舞台芸術家 ☐ 音楽家(指導)・舞台芸術家(指導) ☐ その他()
Musician/stage artist Musician (teaching)/stage artist (teaching) Others

(2)「文化活動」での入国を希望する場合 Fill in this section if the applicant wishes to enter Japan with the status of residence of "Cultural Activities".

☐ 芸術上の活動 ()
Artistic activities

☒ 学術上の活動 (研究)
Academic activities

☐ 我が国特有の文化又は技芸についての専門的な研究 ()
Pursuing specific studies on Japanese culture or arts

☐ 専門家の指導を受けて我が国特有の文化又は技芸を修得する活動 ()
Learning and acquiring Japanese culture or arts under the guidance of expert

24 経歴(外国におけるものを含む) Personal history(including those in a foreign country)

始期 Start		終期 Finish		経歴 Personal history	始期 Start		終期 Finish		経歴 Personal history
年 Year	月 Month	年 Year	月 Month		年 Year	月 Month	年 Year	月 Month	
2006	9	2012	8	〇〇大学医学部、MD	2016	9	2019	8	〇〇大学院、PhD
2012	9	2014	8	〇〇医院、研修医	2019	9	現在に	至る	〇〇医院、主治医
2014	9	2016	8	〇〇医院、医師					

(25は「文化活動」での入国を希望する場合に記入)
(Fill in 25 in case of desiring to enter Japan by status of residence "Cultural Activities".)

25 滞在費支弁方法 Method of support to pay for expenses while in Japan

(1)支弁方法及び月平均支弁額 Method of support and an amount of support per month (average)

☐ 本人負担 円
Self Yen

☐ 在日経費支弁者負担 円 ☒ 在外経費支弁者負担 円
Supporter in Japan Yen Supporter living abroad Yen

☐ その他 円 ☒ 奨学金 200,000 円
Others Yen Scholarship Yen

(2)送金・携行等の別 Remittances from abroad or carrying cash

☒ 外国からの携行 5,000,000 円 ☐ 外国からの送金 円
Carrying from abroad Yen Remittances from abroad Yen

(携行者 本人 携行時期 2022年3月15日) ☒ その他 10,000/月 円
Name of the individual carrying cash Date and time of carrying cash Others Yen (銀聯カード)

22. (1) 所属する講座と指導者名

22. (2) 順天堂大学で所属するキャンパスの住所と電話

23. 空欄

23. (2) 「学術上の活動」を選択詳細を記載

24. 学歴と職歴を記入

25. (1) - (2) 該当項目を選択し、月額(平均)を記入

25. その他：銀聯カード等で受取っている場合は、その他に年額または月額で記入、下に銀聯カードと記入

申請人等作成用 3

申請人等作成用 3 J (「芸術」・「文化活動」)
For applicant, part 3 J ("Artist" / "Cultural Activities")

在留資格認定証明書用
For certificate of eligibility

26 申請人, 法定代理人, 法第7条の2第2項に規定する代理人
Applicant, legal representative or the authorized representative, prescribed in Paragraph 2 of Article 7-2.

(1)氏 名 Name	(2)本人との関係 Relationship with the applicant
(3)住 所 Address	
電話番号 Telephone No.	携帯電話番号 Cellular Phone No.

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申請人(代理人)の署名／申請書作成年月日

I hereby declare that the statement given above is true and correct.
Signature of the applicant (representative) / Date of filling in this form

空欄年 月 日
Year Month Day

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合, 申請人(代理人)が変更箇所を訂正し, 署名すること。
申請書作成年月日は申請人(代理人)が自署すること。

Attention In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (representative) must correct the part concerned and sign their name.
The date of preparation of the application form must be written by the applicant (representative).

※ 取次者 Agent or other authorized person

(1)氏 名 Name	(2)住 所 Address
(3)所属機関等 Organization to which the agent belongs	電話番号 Telephone No.

26. 空欄

在留資格認定証明書交付申請書 記入例「教授」

申請人等作成用 1

別記第六号の三様式（第六条の二関係）
申請人等作成用 1
For applicant, part 1

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Government of Japan

在留資格認定証明書交付申請書 APPLICATION FOR CERTIFICATE OF ELIGIBILITY		写真 Photo 40mm x 30mm	
法務大臣殿 To the Minister of Justice			
出入国管理及び難民認定法第7条の2の規定に基づき、次のとおり同法第7条第1項第2号に掲げる条件に適合している旨の証明書の交付を申請します。 Pursuant to the provisions of Article 7-2 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for the certificate showing eligibility for the conditions provided for in 7, Paragraph 1, Item 2 of the said Act.			
1 国籍・地域 Nationality/Region	中国	2 生年月日 Date of birth	1988 年 12 月 31 日
3 氏名 Name	WANG (王) HAOYU (浩宇)	6 配偶者の有無 Marital status	有 / 無
4 性別 Sex	男 / 女	5 出生地 Place of birth	中国 黒竜江省ハルビン市
7 職業 Occupation	医師	8 本国における居住地 Home town/city	中国 黒竜江省ハルビン市
9 日本における連絡先 Address in Japan	〒113-8421 文京区本郷2丁目1番1号		
10 電話番号 Telephone No.	03-3813-3111	携帯電話番号 Cellular phone No.	N/A
11 旅券 Passport	(1) 番号 Number AB1234567	(2) 有効期限 Date of expiration	2030 年 1 月 17 日
11 入国目的（次のいずれか該当するものを選んでください。） Purpose of entry: check one of the following ☒ I「教授」 ☐ I「教育」 ☐ J「芸術」 ☐ J「文化活動」 ☐ K「宗教」 ☐ L「報道」 "Professor" "Instructor" "Artist" "Cultural Activities" "Religious Activities" "Journalist" ☐ L「企業内転勤」 ☐ L「研究（転勤）」 ☐ M「経営・管理」 ☐ N「研究」 ☐ N「技術・人文知識・国際業務」 "Intra-company Transferee" "Researcher (Transferee)" "Business Manager" "Researcher" "Engineer / Specialist in Humanities / International Services" ☐ N「介護」 ☐ N「技能」 ☐ N「特定活動（研究活動等）」 ☐ N「特定活動（本邦大学卒業生）」 "Nursing Care" "Skilled Labor" "Designated Activities (Researcher or IT engineer of a designated org)" "Designated Activities (Graduate from a university in Japan)" ☐ V「特定技能（1号）」 ☐ V「特定技能（2号）」 ☐ O「興行」 ☐ P「留学」 ☐ Q「研修」 "Specified Skilled Worker (i)" "Specified Skilled Worker (ii)" "Entertainer" "Student" "Trainee" ☐ Y「技術実習（1号）」 ☐ Y「技術実習（2号）」 ☐ Y「技術実習（3号）」 ☐ R「家族滞在」 "Technical Intern Training (i)" "Technical Intern Training (ii)" "Technical Intern Training (iii)" "Long Term Resident" "Dependent" ☐ R「特定活動（研究活動等）」 ☐ R「特定活動（EPA家族）」 ☐ R「特定活動（本邦大卒者家族）」 "Designated Activities (Dependent of Researcher or IT engineer of a designated org)" "Designated Activities (Dependent of EPA)" "Designated Activities (Dependent of Graduate from a university in Japan)" ☐ T「日本人の配偶者等」 ☐ T「永住者の配偶者等」 ☐ T「定住者」 "Spouse or Child of Japanese National" "Spouse or Child of Permanent Resident" "Highly Skilled Professional(i)(c)" ☐ O「高度専門職（1号イ）」 ☐ O「高度専門職（1号ロ）」 ☐ O「高度専門職（1号ハ）」 ☐ U「その他」 "Highly Skilled Professional(i)(a)" "Highly Skilled Professional(i)(b)" "Highly Skilled Professional(i)(c)" Others			
12 入国予定年月日 Date of entry	2022 年 3 月 15 日	13 上陸予定港 Port of entry	成田空港
14 滞在予定期間 Intended length of stay	1 年間	15 同伴者の有無 Accompanying persons, if any	有 / 無
16 査証申請予定地 Intended place to apply for visa	在中国日本国大使館		
17 過去の出入国歴 Past entry into / departure from Japan (上記で「有」を選択した場合) (Fill in the following when the answer is "Yes") 回数 2 回 (直近の出入国歴) 2019 年 1 月 15 日 から 2019 年 1 月 30 日 time(s) The latest entry from Year Month Day to Year Month Day			
18 過去の在留資格認定証明書交付申請歴 Past history of applying for a certificate of eligibility (上記で「有」を選択した場合) (Fill in the following when the answer is "Yes") 回数 回 (うち不交付となった回数) 回 time(s) (Of these applications, the number of times of non-issuance) time(s)			
19 犯罪を理由とする処分を受けたことのある有無（日本国外におけるものを含む。）※交通違反等による処分を含む。 Criminal record (in Japan / overseas)※Including dispositions due to traffic violations, etc. 有 (具体的内容) 有 / 無 Yes (Detail) Yes / No			
20 退去強制又は出国命令による出国の有無 Departure by deportation / departure order (上記で「有」を選択した場合) (Fill in the following when the answer is "Yes") 回数 回 直近の送還歴 年 月 日 time(s) The latest departure by deportation Year Month Day			
21 在日親族（父・母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖父母・叔(伯)父・叔(伯)母など）及び同居者 Family in Japan (father, mother, spouse, children, siblings, grandparents, uncle, aunt or others) and cohabitants 有 (「有」の場合は、以下の欄に在日親族及び同居者を記入してください。) 有 / 無 Yes (If yes, please fill in your family members in Japan and co-residents in the following columns) / No			
続柄 Relationship	氏名 Name	生年月日 Date of birth	国籍・地域 Nationality/Region
妹	WANG ZIHAN	86/1/22	中国
			同居予定の有無 Intended to reside with applicant(s) 有 / 無 Yes / No
			勤務先名称・通学先名称 Place of employment/school
			在留カード番号 Residence card number 特別永住者証明書番号 Special Permanent Resident Certificate number
			AB12345678CD

※ 31について、有効な旅券を所持する場合は、旅券の身分事項ページのとおり記載してください。
Regarding item 31, if you possess your valid passport, please fill in your name as shown in the passport.

21については、記載欄が不足する場合は別紙に記入して添付すること。なお、「研修」、「技術実習」に係る申請の場合は、「在日親族」のみ記載してください。
Regarding item 21, if there is not enough space in the given columns to write in all of your family in Japan, fill in and attach a separate sheet.

In addition, take note that you are only required to fill in your family members in Japan for applications pertaining to "Trainee" or "Technical Intern Training".

(注) 裏面参照の上、申請に必要な書類を作成して下さい。

Note: Please fill in forms required for application. (See notes on reverse side.)

(注) 申請書に事実と異なる記載をしたことが判明した場合には、不利益な扱いを受けることがあります。

Note: In case of to be found that you have misrepresented the facts in an application, you will be unfavorably treated in the process.

写真

- 背景無地
- 提出日 3 カ月以内に撮影したもの
- 鮮明なもの
- 無帽

3. パスポートと同じ
□ マ字で記入。
姓→名の順番

9. 順天堂大学で勉強する
キャンパスの住所
と電話番号、携帯電話
は不要

12. 来日予定日

13. 来日時に変更があ
っても問題ない

14. 順天堂大学で進学
するプログラムの
期間

16. ビザ申請書類を提
出する予定がある
日本の大使館 / 総
領事館

17. 来たことがない場
合は無に○

21. いない場合は無に
○と表に記入不要

リンク 申請書類の EXCEL
書き方

申請人等作成用 2

申請人等作成用 2 I (「高度専門職(1号イ)」・「教授」・「教育」)
For applicant, part 2 I ("Highly Skilled Professional(1)(a)" / "Professor" / "Instructor")

在留資格認定証明書用
For certificate of eligibility

※ (2)及び(3)については、主たる勤務場所の所在地及び電話番号を記載すること。
For sub-items (2) and (3), give the address and telephone number of your principal place of work.

22 移働先
Place of work
(1)名称
Name 順天堂大学
(2)所在地
Address 〒113-8421 文京区本郷2丁目1番1号 (3)電話番号
Telephone No. 03-3813-3111

23 最終学歴
Education (last school or institution)
(1) ☐ 本邦 Japan ☒ 外国 foreign country
(2) ☐ 大学院 (博士) Doctor ☐ 大学院 (修士) Master ☐ 大学 Bachelor ☐ 短期大学 Junior college ☐ 専門学校 College of technology
☐ 高等学校 Senior high school ☐ 中学校 Junior high school ☐ その他 Others
(3)学校名
Name of school ○○大学 (4)卒業年月日
Date of graduation 2018 年 5 月 5 日

24 専攻・専門分野
Major field of study
(23で大学院(博士)～短期大学の場合) (Check one of the followings when the answer to the question 23 is from doctor to junior college)
☐ 法学 Law ☐ 経済学 Economics ☐ 政治学 Politics ☐ 商学 Commercial science ☐ 経営学 Business administration ☐ 文学 Literature ☐ 語学 Linguistics ☐ 社会学 Sociology ☐ 歴史学 History
☐ 心理学 Psychology ☐ 教育学 Education ☐ 芸術学 Science of art ☐ その他人文・社会科学 Others(cultural / social science)
☒ 理学 Science ☐ 化学 Chemistry ☐ 工学 Engineering ☐ 農学 Agriculture ☐ 水産学 Fisheries ☐ 薬学 Pharmacy ☐ 医学 Medicine ☐ 歯学 Dentistry
☐ その他自然科学 Others(natural science) ☐ 体育学 Sports science ☐ その他 Others
(23で専門学校の場合) (Check one of the followings when the answer to the question 23 is college of technology)
☐ 工業 Engineering ☐ 農業 Agriculture ☐ 医療・衛生 Medical services / Hygienics ☐ 教育・社会福祉 Education / Social welfare ☐ 法律 Law
☐ 商業実務 Practical commercial business ☐ 服飾・家政 Dress design / Home economics ☐ 文化・教養 Culture / Education ☐ その他 Others

25 職歴 (外国におけるものを含む)
Work experience (including those in a foreign country)
入社 退社 勤務先名称
Date of joining the company Date of leaving the company Place of employment
年 月 年 月 年 月 年 月
Year Month Year Month Year Month Year Month
2018 6 現在に 至る ○○大学、Postdoc

(26から28までは「教育」での入国を希望する場合に記入)
(Fill in 26 to 28 when you desire to enter Japan by status of residence "Instructor")

26 教育に係る免許の有無 有・無 27 教育しようとする科目に係る実務経験年数 年
Teacher's certificate Yes / No Teaching experience of the subject that the applicant is planning to teach Year(s)

28 外国語による教育をしようとする場合は当該外国語により教育を受けた期間 年
Total period of receiving the foreign language education in case that the applicant is planning to teach the foreign language Year(s)

29 申請人、法定代理人、法第7条の2第2項に規定する代理人
Applicant, legal representative or the authorized representative, prescribed in Paragraph 2 of Article 7-2.

(1)氏名
Name (2)本人との関係
Relationship with the applicant
(3)住所
Address
電話番号
Telephone No. 携帯電話番号
Cellular Phone No.

以上の記載内容は事実と相違ありません。
I hereby declare that the statement given above is true and correct.
申請人(代理人)の署名／申請書作成年月日
Signature of the applicant (representative) / Date of filling in this form

空欄 年 月 日
Year Month Day

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
Attention In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (representative) must correct the part concerned and sign their name.
The date of preparation of the application form must be written by the applicant (representative).

※ 取次者
(1)氏名
Name (2)住所
Address
(3)所属機関等
Organization to which the agent belongs 電話番号
Telephone No.

22. 勤務先キャンパス
の住所と電話

26 - 該当しない場合、
28 空欄

29. 空欄

在留カード

- 在留カードは、中長期在留者に対し、交付されるものです。在留カードには以下の内容が記載されています。
 - 氏名
 - 性別
 - 日本の住所
 - 在留期間（満了日）
 - 写真
 - 就労制限の有無
 - 生年月日
 - 国籍
 - 在留資格
 - 在留カードの有効期間
 - 在留カード番号



- 成田、羽田、中部、関西空港以外から入国した場合は、市区町村において住所を登録した後、在留カードが交付されます。
- 中長期在留者は常に在留カードを携帯してください。
- 氏名や生年月日、性別、国籍を変更したときは、出入国在留管理庁へ届出をし、新しい在留カードを申請してください。
- 住居地の（変更）届出を役所に提出すると、在留カードの裏に新しい住所が記載されます。
- 資格外活動許可を申請し交付された場合は、在留カードの裏に記載されます。
- 中長期在留者は帰国時に空港の出入国審査で在留カードを返却してください。

来日後手順【留学】

- ご自身の SpeedVisa アカウントにログインして在留カード（両面）をアップロードしてください。加えて、新しい在留カード情報（番号、期限、期間、資格）を登録してください。

来日後手順【文化活動】

- 在留カード（両面）データを JUIC に提出してください。

来日後手順【教授】

- 在留カード（両面）データを人事部に提出してください。

在留カード記載事項変更届出書

- 氏名や生年月日、性別、国籍を変更したときは、出入国在留管理庁へ届出をし、新しい在留カードを申請してください。

申請手順

- 以下の書類を出入国在留管理庁へ提出してください。
 - パスポート

- 在留カード
 - 記載事項に変更を生じたことを証する資料
 - [在留カード記載事項変更届出書 \(EXCEL !\[\]\(73f89cbf99cafcdc082598e6875dcda7_img.jpg\)](#))
2. 新しい在留カードが交付されたら、
- 【留学】**
- ご自身の SpeedVisa アカウントにログインして在留カード（両面）をアップロードしてください。加えて、新しい在留カード情報（番号、期限、期間、資格）を登録してください。
- 【文化活動】**
- 在留カード（両面）データを JUIC に提出してください。
- 【教授】**
- 在留カード（両面）データを人事部に提出してください。

紛失等による在留カードの再交付申請

- 在留カードの紛失、盗難又は滅失等をした場合は、その事実を知った日から 14 日以内に出入国在留管理庁で再交付を申請してください。

申請手順

1. 以下の書類を出入国在留管理庁へ提出してください。
- パスポート
 - 警察署で発行される遺失届受理証明書や盗難届受理証明書などの疎明資料
 - [在留カード再交付申請書（紛失）\(EXCEL !\[\]\(2321033d7f8aeff0ab037235b29adffb_img.jpg\)](#))
2. 新しい在留カードが交付されたら、
- 【留学】**
- ご自身の SpeedVisa アカウントにログインして在留カード（両面）をアップロードしてください。加えて、新しい在留カード情報（番号、期限、期間、資格）を登録してください。
- 【文化活動】**
- 在留カード（両面）データを JUIC に提出してください。
- 【教授】**
- 在留カード（両面）データを人事部に提出してください。

汚損等による在留カードの再交付申請

- 在留カードの著しい汚損又は毀損等が生じた場合には、できるだけ速やかに再交付を申請してください。

申請手順

1. 以下の書類を出入国在留管理庁へ提出してください。
- パスポート
 - 在留カード
 - [在留カード再交付申請書（汚損等）\(EXCEL !\[\]\(4fd0b58f917e5a14dea8e857a7a32979_img.jpg\)](#))
2. 新しい在留カードが交付されたら、

【留学】

- ご自身の SpeedVisa アカウントにログインして在留カード（両面）をアップロードしてください。加えて、新しい在留カード情報（番号、期限、期間、資格）を登録してください。

【文化活動】

- 在留カード（両面）データを JUIC に提出してください。

【教授】

- 在留カード（両面）データを人事部に提出してください。

交換希望による在留カードの再交付申請

- 上記以外の理由でも在留カードの再交付申請をすることができます。

申請手順

1. 以下の書類を出入国在留管理庁へ提出してください。
 - パスポート
 - 在留カード
 - 手数料 1,600 円及び手数料納付書 (EXCEL )
 - 在留カード再交付申請書（交換希望） (EXCEL )
2. 新しい在留カードが交付されたら、

【留学】

- ご自身の SpeedVisa アカウントにログインして在留カード（両面）をアップロードしてください。加えて、新しい在留カード情報（番号、期限、期間、資格）を登録してください。

【文化活動】

- 在留カード（両面）データを JUIC に提出してください。

【教授】

- 在留カード（両面）データを人事部に提出してください。

身分証明書

- 順天堂大学の留学生、外国人研究者や教職員は適切な身分証明書を常時携帯してください。
- 外国人は日本の法律で身分証明書の常時携帯が義務付けられています。
 - 短期滞在者：パスポート
 - 中長期在留者：在留カード
- 在留カードを携帯していなかった場合は 20 万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 順天堂の留学生、外国人研究者や教職員で、身分証明書について職務質問等を受けた場合は、順天堂大学国際交流センター (03-3813-3795) まで連絡するよう依頼してください。

住所の（変更）届出

- 新しい在留管理制度の下では、中・長期在留者は日本の住民基本台帳制度の対象となります。
- 中・長期在留者は、住所を定めてから 14 日以内に、住居地の市区町村の窓口へ届出をしてください。
 - [入国後](#)
 - [市区町村内へ引っ越しする](#)
 - [他の区市町村へ引っ越しする](#)
 - [国外へ転出する](#)
- 住所の（変更）届出を行うと、在留カードの裏に住所が記載されます。

入国後

- 入国した日から住居地を定めた日から 14 日以内に住居地の市区町村においてその住居地を届け出る必要があります。住居地を定めた日から 14 日以内に届け出なかった場合、20 万円以下の罰金に処せられることがあります。
- また、正当な理由なく、新規上陸後、90 日以内に住居地を届け出なかった場合、在留資格が取り消されることがあります。

申請手順

1. 以下の書類を市区町村窓口へ提出してください。
 - パスポート
 - 在留カード
 - カタカナ氏名
 - 住所
 - 住民異動届（各市区町村で入手できます。）

2. 完了後、国民健康保険に加入してください。

3. 新しい在留カードが交付されたら、

【留学】

- ご自身の SpeedVisa アカウントにログインして在留カード（両面）をアップロードしてください。加えて、新しい在留カード情報（番号、期限、期間、資格）を登録してください。

【文化活動】

- 在留カード（両面）データを JUIC に提出してください。

【教授】

- 在留カード（両面）データを人事部に提出してください。

- 市区町村は登録された住所に個人番号が記載された個人番号通知書を郵送します。

令和 2年 6月 1日発行
[3] 添付

個人番号通知書

個人番号 0123 4567 8901
氏 名 番号 花子
生年月日 令和 2年 6月 1日

○ 本通知書はあなたの個人番号(マイナンバー)をお知らせするためのものです。

○ 本通知書は「マイナンバーを証明する書類」や「身分証明書」としては利用できません。「マイナンバーを証明する書類」が求められる場合には、マイナンバーカードをご提示いただくか、マイナンバー入りの住民票の写しまたは住民票記載事項証明書をご提出ください。

○ 本通知書の再発行は行いません。

マイナンバーカードの申請について

○ マイナンバーカードの申請にはスマートフォンやタブレットによるオンライン申請が推奨されています。申請データをご準備のうえ、右記のQRコードをダウンロードしてください。

○ 郵送によるマイナンバーカードの申請する場合には、同梱の封筒と交付申請書をご用意ください。その他の申請方法については同梱のパブリックをご確認ください。

※ なお、マイナンバーカードを申請した場合、申請状況の問い合わせに必要なあなたの申請書IDは【1234-5678-9012-3456-7890-123】です。

○ マイナンバーカードの受け取りには本人確認が必要ですが、申請時に本人確認を行う場合には、本通知書を提示することで、手続きが簡素化できる場合があります。マイナンバーカードの申請に関する詳細については、同梱のパブリックまたはマイナンバーカード総合サイト (<https://www.kojinbango-card.go.jp/>) をご覧ください。

三浦市役所
お問い合わせ先: 0120-05-0178
(マイナンバー総合フリーダイヤル)
平日9時30分～20時00分
土日祝9時30分～17時30分
(年末年始を除く)

マイナンバーカード
交付申請QRコード

202004241 110000 0000002 00000014 2/3

市区町村内へ引っ越しする

- 同じ市区町村内で引っ越しをする場合は、その住居地の市区町村の窓口へ届出をしてください。

申請手順

- 以下の書類を市区町村窓口へ提出してください。

- パスポート
- 在留カード
- マイナンバーカード（お持ちの方のみ）
- 住民異動届（各市区町村で入手できます。）

- 新しい在留カードが交付されたら、

【留学】

- ご自身の SpeedVisa アカウントにログインして在留カード（両面）をアップロードしてください。加えて、新しい在留カード情報（番号、期限、期間、資格）を登録してください。

【文化活動】

- 在留カード（両面）データを JUIC に提出してください。

【教授】

- 在留カード（両面）データを人事部に提出してください。

他の区市町村へ引っ越しする

- 他の市区町村へ引っ越しをする場合は、現在の住居地の市区町村窓口と、引っ越し先の市区町村窓口へ届出をしてください。

引越し前の市区町村

申請手順

1. 以下の書類を市区町村窓口へ提出してください。
 - パスポート
 - 在留カード
 - マイナンバーカード（お持ちの方のみ）
 - 住民異動届（各市区町村で入手できます。）
2. 転出証明書をもらってください。
 - マイナンバーカード（個人番号カード）または住民基本台帳カードで特例転出した方は不要

引越し後の市区町村

申請手順

1. 以下の書類を市区町村窓口へ提出してください。
 - パスポート
 - 在留カード
 - マイナンバーカード（お持ちの方のみ）
 - 住民異動届（各市区町村で入手できます。）
 - 転出証明書
 - マイナンバーカード（個人番号カード）または住民基本台帳カードで特例転出した方は不要
2. 新しい在留カードが交付されたら、
 - 【留学】
 - ご自身の SpeedVisa アカウントにログインして在留カード（両面）をアップロードしてください。加えて、新しい在留カード情報（番号、期限、期間、資格）を登録してください。
 - 【文化活動】
 - 在留カード（両面）データを JUIC に提出してください。
 - 【教授】
 - 在留カード（両面）データを人事部に提出してください。

国外へ転出する

- 日本を離れる場合は、市区町村窓口まで届出をしてください。

申請手順

1. 以下の書類を市区町村窓口へ提出してください。
 - パスポート
 - 在留カード
 - マイナンバーカード（お持ちの方のみ）
 - 住民異動届（各市区町村で入手できます。）

日本滞在中の在留資格手続き

在留資格の変更

- 在中・長期在留者は、現に有する在留資格と別の在留資格に該当する活動を行おうとする場合には、[在留資格の変更手続](#)を行わなければなりません。
- 留学の在留資格を持つ者で、奨学金の受給を受けている場合は、在留資格の変更により奨学金の受給に影響が出ないかどうか確認してから変更するようにしてください。
- 卒業後に日本で、フルタイムで働き始める留学生は、働き始める前に在留資格を変更しなければいけません。留学の在留資格によって資格外活動許可を受けていても、フルタイムで働くことは禁止されています。
- 出入国在留管理庁は、在留資格の変更の事由が生じたときから在留期間満了日まで申請を受け付けています。

申請手順

1. 申請者は在留資格変更許可申請書の申請者作成用の部分だけ記入してください。
 - [在留資格別のリスト](#)
 - 「留学」(EXCEL ) (記入例)
 - 「文化活動」(EXCEL ) (記入例)
 - 「教授」(EXCEL ) (記入例)
 - [申請書類の EXCEL 書き方](#)
2. 必要書類リストを参考にしながら用意してください。
 - 「留学」必要書類リスト
 - 「文化活動」必要書類リスト
 - 「教授」必要書類リスト
3. 在留資格変更許可申請書の申請者作成用の部分の記入が終わったら、国際交流センターに提出し、所属機関用の部分を記入してもらいます。
 - 本郷・お茶の水キャンパス以外の学生または教職員は、各キャンパス事務室に提出してください。
 - 本郷・お茶の水キャンパス所属教職員で在留資格「教授」の場合、人事部に提出してください。
4. 出入国在留管理庁に必要書類を提出してください。必要に応じて、[活動機関に関する届](#)を出入国在留管理庁に提出してください。
 - [東京出入国在留管理局アクセス](#)
 - [千葉出張所アクセス](#)
5. 審査には2週間～1ヶ月程度かかります。
 - 出入国在留管理庁は必要書類リストに記載された以外の書類を提出するよう求める場合があります。
6. 出入国在留管理局から審査結果のハガキが届いたら、東京出入国在留管理局に新しい在留カードを受け取りに行ってください。
7. 審査の結果を報告してください

【留学】

- ご自身の SpeedVisa アカウントにログインして在留カード（両面）をアップロードしてください。加えて、新しい在留カード情報（番号、期限、期間、資格）を登録してください。

【文化活動】

- 在留カード（両面）データを JUIC に提出してください。

【教授】

- 在留カード（両面）データを人事部に提出してください。

在留資格変更許可申請書必要書類「留学」

	必要書類	注意事項
①	在留資格変更許可申請書 申請者作成用：記入例 所属機関作成用	- EXCEL  で作成 - 申請書類の EXCEL 書き方 - 日本語または英語で記入 - すべて片面印刷 - 黒のボールペンで記入（消せるボールペン不可） - 提出日前 3 カ月以内の写真 1 枚を貼付 - 写真裏面に氏名記入 - 修正液・テープ使用不可
②	パスポート	
③	現在の在留カード	
④	順天堂大学の学生証	
⑤	順天堂大学の在学証明書	- 本郷・お茶の水キャンパス学生： - 教務課（センチュリータワー、南側、13F）の証明書機械で ¥ 300 の「医（学部・大学院）証明書【和文】」切符を購入 - 医学部生：教務課（センチュリータワー、南側、13F） - 国際教養学部生：事務室（第 3 教育棟） - 保健医療学部生：事務室（御茶ノ水センタービル） - 医学研究科大学院生：教務課（センチュリータワー、南側、13F） - さくらキャンパス学生：さくらキャンパス事務室 - 新入生：入学許可証 - 研究生：在学期間と研究題目が明記されたもの
⑥	順天堂大学の成績証明書	新入生は直前に在籍していた大学、日本語学校等の成績証明書
⑦	経費支弁書	- 在留資格変更許可申請書 No.22 の内容に沿っているか確認 - 申請者本人が支弁する場合、1 ～ 3 のいずれか - 本人名義の預金残高証明書 - 本人名義の預金通帳の履歴（直近 1 年分）と通帳番号記載ページの写し - 奨学金受給証明書 - 申請者以外（経費支弁者）が支弁する場合、4 ～ 6 のいずれか - 経費支弁者名義の預金残高証明書 - 経費支弁者名義の預金通帳の履歴（直近 1 年分）と通帳番号記載ページの写し - 経費支弁者からの送金を受け取っている本人名義の預金通帳の写し（直近 1 年分）
⑧	¥ 4,000 の収入印紙を納付手数料納付書に付ける	- 手数料納付書 (Excel ) で作成 ¥ 4,000 の印紙を郵便局から買う

- 証明書は国内で 3 カ月以内に発行されたもの、または海外で 6 カ月以内に発行されたものを用意してください。

申請人等作成用

申請人等作成用 2 P (「留学」)

For applicant, part 2 P ("Student")

在留期間更新・在留資格変更用

For extension or change of status

17 通学先 Place of study

(1) 名称 Name of school 順天堂大学

(2) 所在地 Address 〒113-8421 文京区本郷2丁目1番1号 (3) 電話番号 Telephone No. 03-3813-3111

(18及び19は在留資格変更許可申請又は進学若しくは転学の場合に記入)
(Fill in 18 and 19 in case of applying for a change of status, going to a higher school or changing your school)

18 修学年数 (小学校～最終学歴) 18 年
Total period of education (from elementary school to last institution of education) _____ Years

19 最終学歴 (又は在学中の学校) Education (last school or institution) or present school

(1) 在籍状況 ☒ 卒業 ☐ 在学中 ☐ 休学中 ☐ 中退
Registered enrollment Graduated In school Temporary absence Withdrawal

☐ 大学院 (博士) ☐ 大学院 (修士) ☒ 大学 ☐ 短期大学 ☐ 専門学校
Doctor Master Bachelor Junior college College of technology

☐ 高等学校 ☐ 中学校 ☐ 小学校 ☐ その他 ()
Senior high school Junior high school Elementary school Others

(2) 学校名 Name of the school 〇〇大学 (3) 卒業又は卒業見込み年月 2021 年 3 月
Date of graduation or expected graduation _____ Year _____ Month

20 日本語能力 (専修学校又は各種学校において日本語教育以外の教育を受ける場合に記入)
Japanese language ability (Fill in the followings when you study at advanced vocational school or vocational school (except Japanese language))

☐ 試験による証明 Proof based on a Japanese Language Test

(1) 試験名 Name of the test _____ (2) 級又は点数 Attained level or score _____

☐ 日本語教育を受けた教育機関及び期間 Organization and period to have received Japanese language education

機関名 Organization _____

期間: _____ 年 _____ 月 から _____ 年 _____ 月 まで
Period from _____ Year _____ Month to _____ Year _____ Month

☐ その他 Others _____

21 日本語学習歴 (高等学校において教育を受ける場合に記入)
Japanese education history (Fill in the following when you study in high school)

日本語の教育又は日本語による教育を受けた教育機関及び期間
Organization and period to have received Japanese language education / received education by Japanese language

機関名 Organization _____

期間: _____ 年 _____ 月 から _____ 年 _____ 月 まで
Period from _____ Year _____ Month to _____ Year _____ Month

22 滞在費の支弁方法等 (生活費、学費及び家賃等全てについて記入すること。) ※複数選択可
Method of support to pay for expenses while in Japan (fill in with regard to living expenses, tuition and rent) * multiple answers possible

(1) 支弁方法及び月平均支弁額 Method of support and an amount of support per month (average)

☐ 本人負担 _____ 円 ☒ 在外経費支弁者負担 50,000 円
Self _____ Yen Supporter living abroad _____ Yen

☐ 在日経費支弁者負担 _____ 円 ☒ 奨学金 50,000 円
Supporter in Japan _____ Yen Scholarship _____ Yen

☐ その他 _____ 円
Others _____ Yen

(2) 送金・携行等の別 Remittances from abroad or carrying cash

☒ 外国からの携行 5,000,000 円 ☒ 外国からの送金 50,000/月 円
Carrying from abroad _____ Yen Remittances from abroad _____ Yen

(携行者) 本人 携行時期 2019年10月1日 ☒ その他 50,000/月 円
Name of the individual carrying cash _____ Date and time of carrying cash _____ Others _____ Yen (銀聯カード)

(3) 経費支弁者 (複数人いる場合は全てについて記載すること。) ※任意様式の別紙可
Supporter (If there is more than one, give information on all of the supporters) * another paper may be attached, which does not have to use a prescribed format.

① 氏名 WANG YUCHEN

② 住所 123 Haidian St, Haidian District, Beijing, China 電話番号 123-12345678
Address _____ Telephone No. _____

③ 職業 (勤務先の名称) 医師 (〇〇医院) 電話番号 123-12345678
Occupation (place of employment) _____ Telephone No. _____

④ 年収 55万 円
Annual income _____ Yen

17. 順天堂大学で所属するキャンパスの住所と電話番号

20. - 21. 空欄

22. (1) - (6) 該当項目を選択

経費説明書と同じ情報を記入

学費と生活費を合わせた金額を月額で記入

(2). その他: 銀聯カード等で受取っている場合は、その他に年額または月額で記入、下に銀聯カードと記入

(3) 経費支弁者がいない場合は空欄

(3) ①の支弁者情報 (本人か経費支弁者) を記入。複数人の場合、様式問わず別紙用意

申請人等作成用

申請人等作成用 3 P (「留学」)
For applicant, part 3 P ("Student")

在留期間更新・在留資格変更用
For extension or change of status

(4) 申請人との関係 (上記(1)で在外経費支弁者負担又は在日経費支弁者負担を選択した場合に記入)
Relationship with the applicant (Check one of the followings when your answer to the question 22(1) is supporter living abroad or Japan)

☐ 夫 ☐ 妻 ☐ 父 ☒ 母 ☐ 祖父 ☐ 祖母 ☐ 養父 ☐ 養母
Husband Wife Father Mother Grandfather Grandmother Foster father Foster mother

☐ 兄弟姉妹 ☐ 叔父(伯父)・叔母(伯母) ☐ 受入教育機関 ☐ 友人・知人
Brother / Sister Uncle / Aunt Educational institute Friend / Acquaintance

☐ 友人・知人の親族 ☐ 取引関係者・現地企業等職員
Relative of friend / acquaintance Business connection / Personnel of local enterprise

☐ 取引関係者・現地企業等職員の親族 ☐ その他 ()
Relative of business connection / personnel of local enterprise Others

(5) 奨学金支給機関 (上記(1)で奨学金を選択した場合に記入) ※複数選択可
Organization which provide scholarship (Check one of the following when the answer to the question 22(1) is scholarship)* multiple answers possible

☐ 外国政府 ☐ 日本国政府 ☐ 地方公共団体
Foreign government Japanese government Local government

☐ 公益社団法人又は公益財団法人 () ☐ その他 ()
Public interest incorporated association / Others
Public interest incorporated foundation

23 資格外活動の有無 有・無
Are you engaging in activities other than those permitted under the status of residence previously granted? Yes / No

有の場合は、(1)から(4)までの各欄を記入(複数ある場合は全て記入すること) ※任意様式の別紙可
Fill in (1) to (4) when your answer is "Yes". (Give the information for all of the companies if the applicant works for multiple companies)*another paper may be attached, which does not have to use a prescribed format.

(1) 内容 未定
Type of work

(2) 勤務先名称 電話番号
Place of employment Telephone No.

(3) 週間稼働時間 時間 (4) 報酬 円 (☐ 月額 ☐ 日額)
Work time per week Hour(s) Salary Yen Monthly Daily

24 卒業後の予定 Plan after graduation

☒ 帰国 ☐ 日本での進学
Return to home country Enter a school of higher education in Japan

☐ 日本での就職 ☐ その他 ()
Find work in Japan Others

25 本邦における申請人の監護人(通学先が中学校又は小学校の場合に記入)
Actual guardian in Japan(Fill in the following if the applicant is to study at a junior high school or elementary school)

(1) 氏名 (2) 本人との関係
Name Relationship with the applicant

(3) 住所
Address

電話番号 携帯電話番号
Telephone No. Cellular Phone No.

26 代理人(法定代理人による申請の場合に記入) Legal representative (in case of legal representative)

(1) 氏名 (2) 本人との関係
Name Relationship with the applicant

(3) 住所
Address

電話番号 携帯電話番号
Telephone No. Cellular Phone No.

以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and correct.

申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 Signature of the applicant (legal representative) / Date of filling in this form

王 浩宇 2021 年 3 月 15 日
Year Month Day

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
Attention In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (legal representative) must correct the part concerned and sign their name.

※ 取次者 Agent or other authorized person

(1) 氏名 (2) 住所
Name Address

(3) 所属機関等(親族等については、本人との関係) 電話番号
Organization to which the agent belongs (in case of a relative, relationship with the applicant) Telephone No.

(4) (3) の全員選択

(5) 奨学金がない場合はこの項目は空欄

23. アルバイトしていない場合は無に〇と(1) - (3) に記入不要

アルバイトの予定がある場合は記入(内容は未定でも可)

24. 該当項目を選択してください

25. - 26. 空欄

26. 直筆サイン(漢字・ハングル・アルファベット等いずれも可)

在留資格変更許可申請書 必要書類 「文化活動」

本郷・お茶の水キャンパスの協力研究員向けの必要種類

	必要書類	注意事項
①	在留資格変更許可申請書 申請者作成用：記入例 所属機関作成用	- EXCEL  で作成 - 申請書類の EXCEL 書き方 - 日本語または英語で記入 - すべて片面印刷 - 黒のボールペンで記入（消せるボールペン不可） - 提出日前 3 カ月以内の写真 1 枚を貼付 - 写真裏面に氏名記入 - 修正液・テープ使用不可
②	パスポート	
③	現在の在留カード	
④	順天堂大学の ID	
⑤	順天堂大学の在籍証明書	- 教務課（センチュリータワー、南側、13F）の証明書機械で ¥300 の「医（学部・大学院）証明書【和文】」切符を購入 - 研究戦略推進センター（A 棟 2F）へ依頼
⑥	順天堂大学の研究計画	- 指導教員が認めた研究計画書 - 今までの実績や研究の経過 - これまでの研究とこれからの研究のつながり
⑦	経費支弁書	- 在留資格変更許可申請書 No.20 の内容に沿っているか確認 - 申請者本人が支弁する場合、1～3 のいずれか - 本人名義の預金残高証明書 - 本人名義の預金通帳の履歴（直近 1 年分）と通帳番号記載ページの写し - 奨学金受給証明書
⑧	¥4,000 の収入印紙を納付 手数料納付書に付ける	- 手数料納付書 (Excel ) で作成 ¥4,000 の印紙を郵便局から買う

- 証明書は国内で 3 カ月以内に発行されたもの、または海外で 6 カ月以内に発行されたものを用意してください。

在留資格変更許可申請書 記入例「文化活動」

申請人等作成用 1

別記第三十号様式(第二十条関係)
申請人等作成用 1
For applicant, part 1

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Government of Japan

在留資格変更許可申請書
APPLICATION FOR CHANGE OF STATUS OF RESIDENCE

法務大臣 殿
To the Minister of Justice

出入国管理及び難民認定法第20条第2項の規定に基づき、次のとおり在留資格の変更を申請します。
Pursuant to the provisions of Paragraph 2 of Article 20 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act,
I hereby apply for a change of status of residence.

写真
Photo
40mm × 30mm

1 国籍・地域 中国 2 生年月日 1988 年 12 月 31 日
Nationality/Region Date of birth Year Month Day

3 氏名 WANG (王) HAOYU (浩宇)
Name Family name Given name

4 性別 男・女 5 出生地 中国 黒竜江省ハルビン市 6 配偶者の有無 有・無
Sex Male/Female Place of birth Marital status Married / Single

7 職業 研究者 8 本国における居住地
Occupation Home town/city

9 住居地 〒 113-8421 文京区千駄木 2-15-6-222
Address in Japan Telephone No. N/A 携帯電話番号 090-1234-5678
Cellular phone No.

10 旅券 (1) 番号 AB1234567 (2) 有効期限 2030 年 1 月 17 日
Passport Number Date of expiration Year Month Day

11 現に有する在留資格 留学 在留期間 4 年 3 カ月
Status of residence Period of stay
在留期間の満了日 2021 年 3 月 15 日
Date of expiration Year Month Day

12 在留カード番号 AB12345678CD
Residence card number

13 希望する在留資格 文化活動
Desired status of residence
在留期間 6 カ月 (審査の結果によって希望の期間とならない場合があります。)
Period of stay (It may not be as desired after examination.)

14 変更の理由 順天堂大学大学院で研究をするため
Reason for change of status of residence

15 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無 (日本国外におけるものを含む。) 無
Criminal record (in Japan / overseas)
有 (具体的内容) / 無
Yes (Detail:) / No

16 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹など)及び同居者 有
Family in Japan(Father, Mother, Spouse, Son, Daughter, Brother, Sister or others) or co-residents
有 (「有」の場合は、以下の欄に在日親族及び同居者を記入してください。) / 無
Yes (If yes, please fill in your family members in Japan and co-residents in the following columns) / No

続柄 Relationship	氏名 Name	生年月日 Date of birth	国籍・地域 Nationality/Region	同居の有無 Residing with applicant or not	勤務先名称・通学先名称 Place of employment/ school	在留カード番号 特別永住者証明書番号 Residence card number Special Permanent Resident Certificate number
妹	WANG ZIHAN	86/1/22	中国	有・無 Yes / No	〇〇大学	AB12345678CD
				有・無 Yes / No		
				有・無 Yes / No		
				有・無 Yes / No		
				有・無 Yes / No		
				有・無 Yes / No		
				有・無 Yes / No		

※ 3について、有効な旅券を所持する場合は、旅券の身分事項ページのとおり記載してください。
Regarding item 3, if you possess your valid passport, please fill in your name as shown in the passport.
16については、記載欄が不足する場合は別紙に記入して添付すること。なお、「研修」、「技能実習」に係る申請の場合は、「在日親族」のみ記載してください。
Regarding item 16, if there is not enough space in the given columns to write in all of your family in Japan, fill in and attach a separate sheet.
In addition, take note that you are only required to fill in your family members in Japan for applications pertaining to "Trainee" or "Technical Intern Training".

(注) 裏面参照の上、申請に必要な書類を作成して下さい。 Note: Please fill in forms required for application. (See notes on reverse side.)

写真
- 背景無地
- 提出日 3 カ月以内に撮影したもの
- 鮮明なもの
- 無帽

3. 在留カードと同じ
ローマ字で記入。
姓→名の順番

9. 現在役所に登録した
住所あるいは在留
カードの裏に記載し
た住所

11. 在留カードを参照
12.

13. 順天堂大学で在籍
するプログラムの
期間

14. 順天堂大学で在籍
するプログラムの
内容

16. いない場合は無に
〇と表に記入不要

※ 申請書類の EXCEL
書き方

申請人等作成用

申請人等作成用 2 J (「芸術」・「文化活動」)

在留期間更新・在留資格変更用

For applicant, part 2 J ("Artist" / "Cultural Activities")

For extension or change of status

17 勤務先又は活動先 ※ (2)及び(3)については、主たる勤務又は活動場所の所在地及び電話番号を記載すること。
Place of employment or activity For sub-items (2) and (3), give the address and telephone number of your principal place of employment/activity.

(1)名称 順天堂大学大学院医学研究科 支店・事業所・研究室名 皮膚科学・アレルギー学
Name 順天堂大学大学院医学研究科 Name of branch, office or research room 皮膚科学・アレルギー学
指導教員 (収入を伴わない学術上の活動を行うために「文化活動」での在留を希望する場合に記入)
Advisor (Fill in this section if you wish to reside in Japan with the status of residence of "Cultural Activities" in order to engage in academic activities that provide no income)
佐藤 泰然 先生

(2)所在地 Address 〒113-8421 文京区本郷2丁目1番1号 (3)電話番号 Telephone No. 03-3813-3111

18 活動内容 Type of activity

(1)「芸術」での在留を希望する場合 Fill in this section if the applicant wishes to reside in Japan with the status of residence of "Artist"

☐ 著述家 ☐ 著述家(指導) ☐ 美術家・写真家 ☐ 美術家(指導)・写真家(指導)
Author Author (teaching) Artist/photographer Artist (teaching) /photographer (teaching)
☐ 音楽家・舞台芸術家 ☐ 音楽家(指導)・舞台芸術家(指導) ☐ その他()
Musician/stage artist Musician (teaching)/stage artist (teaching) Others

(2)「文化活動」での在留を希望する場合 Fill in this section if the applicant wishes to reside in Japan with the status of residence of "Cultural Activities"

☐ 芸術上の活動)
Artistic activities
☒ 学術上の活動 研究)
Academic activities
☐ 我が国特有の文化又は技芸についての専門的な研査)
Pursuing specific studies on Japanese culture or arts
☐ 専門家の指導を受けて我が国特有の文化又は技芸を修得する活)
Learning and acquiring Japanese culture or arts under the guidance of expert

19 経歴 Personal history

始期 Start		終期 Finish		経歴 Personal history	始期 Start		終期 Finish		経歴 Personal history
年 Year	月 Month	年 Year	月 Month		年 Year	月 Month	年 Year	月 Month	
2006	9	2012	8	〇〇大学医学部、MD	2016	9	2019	8	〇〇大学院、PhD
2012	9	2014	8	〇〇医院、研修医	2019	9	現在に至る		〇〇医院、主治医
2014	9	2016	8	〇〇医院、医師					

(20は「文化活動」での在留を希望する場合に記入)
(Fill in 20 when you desire to stay by status of residence "Cultural Activities")

20 滞在費支弁方法 Method of support to pay for expenses while in Japan

(1)支弁方法及び月平均支弁額 Method of support and an amount of support per month (average)

☐ 本人負担 円 ☐ 在外経費支弁者負担 円
Self Yen Supporter living abroad Yen
☐ 在日経費支弁者負担 円 ☒ 奨学金 200,000 円
Supporter in Japan Yen Scholarship Yen
☐ その他 円
Others Yen

(2)送金・携行等の別 Remittances from abroad or carrying cash

☒ 外国からの携行 5,000,000 円 ☐ 外国からの送金 円
Carrying from abroad Yen Remittances from abroad Yen
(携行者 携行時期) ☐ その他 10,000/月 円
Name of the individual 本人 Date and time of carrying cash 2019年10月1日 Others (銀聯カード) Yen

17. (1) 所属する講座と指導者名

17. (2) 順天堂大学で所属するキャンパスの住所と電話

18. 空欄

18. (2) 「学術上の活動」を選択詳細を記載

19. 学歴と職歴を記入

20. (1) - (2) 該当項目を選択し、月額(平均)を記入

20. その他: 銀聯カード等で受取っている場合は、その他に年額または月額で記入、下に銀聯カードと記入

申請人等作成用

申請人等作成用 3 J (「芸術」・「文化活動」)
For applicant, part 3 J ("Artist" / "Cultural Activities")

在留期間更新・在留資格変更用
For extension or change of status

21	代理人(法定代理人による申請の場合に記入) (1)氏 名 Name (3)住 所 Address 電話番号 Telephone No.	Legal representative (in case of legal representative) (2)本人との関係 Relationship with the applicant 空欄 携帯電話番号 Cellular Phone No.
----	---	--

以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and correct.
申請人(法定代理人)の署名／申請書作成年月日 Signature of the applicant (legal representative) / Date of filling in this form

王 浩宇 2021 年 3 月 15 日
Year Month Day

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
Attention In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (legal representative) must correct the part concerned and sign their name.

※	取次者 Agent or other authorized person (1)氏 名 Name (3)所属機関等(親族等については、本人との関係) Organization to which the agent belongs (in case of a relative, relationship with the applicant)	(2)住 所 Address 空欄 電話番号 Telephone No.
---	---	--

21. 直筆サイン(漢字
ハングル・アルファ
ベット等いずれも
可)

在留資格変更許可申請書 必要書類 「教授」

	必要書類	注意事項
①	在留資格変更許可申請書 申請者作成用：記入例 所属機関作成用	- EXCEL  で作成 - 申請書類の EXCEL 書き方 - 日本語または英語で記入 - すべて片面印刷 - 黒のボールペンで記入（消せるボールペン不可） - 提出日前 3 カ月以内の写真 1 枚を貼付 - 写真裏面に氏名記入 - 修正液・テープ使用不可
②	パスポート	
③	現在の在留カード	
④	順天堂大学の ID	既に持っている場合
⑤	在職証明書	- 身分や、給与、契約期間等の記載がある在職証明書を依頼する - 本郷・お茶の水キャンパス教職員：人事部（センチュリータワー、南側、15F） - さくらキャンパス教職員：さくらキャンパス事務室へ依頼
⑥	¥4,000 の収入印紙を納付 手数料納付書に付ける	- 手数料納付書 (Excel ) で作成 ¥4,000 の印紙を郵便局から買う

- 証明書は国内で 3 カ月以内に発行されたもの、または海外で 6 カ月以内に発行されたものを用意してください。

在留資格変更許可申請書 記入例 「教授」

申請人等作成用 1

別記第三十号様式(第二十条関係)
申請人等作成用 1
For applicant, part 1

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Government of Japan

在留資格変更許可申請書 APPLICATION FOR CHANGE OF STATUS OF RESIDENCE						
法務大臣 殿 To the Minister of Justice						
出入国管理及び難民認定法第20条第2項の規定に基づき、次のとおり在留資格の変更を申請します。 Pursuant to the provisions of Paragraph 2 of Article 20 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for a change of status of residence.						
1 国籍・地域 Nationality/Region	中国	2 生年月日 Date of birth	1988 年 12 月 31 日	写真 Photo 40mm × 30mm		
3 氏名 Name	WANG (王)		HAOYU (浩宇)			
4 性別 Sex	男・女 Male/Female	5 出生地 Place of birth	中国 黒竜江省ハルビン市	6 配偶者の有無 Marital status	有・無 Married / Single	
7 職業 Occupation	研究者	8 本国における居住地 Home town/city				
9 住居地 Address in Japan	〒113-8421 文京区千駄木 2-15-6-222					
電話番号 Telephone No.	N/A		携帯電話番号 Cellular phone No.	090-1234-5678		
10 旅券 (1) 番号 Passport Number	AB1234567		(2) 有効期限 Date of expiration	2030 年 1 月 17 日		
11 現に有する在留資格 Status of residence	留学		在留期間 Period of stay	4 年 3 カ月		
在留期間の満了日 Date of expiration	2021 年 3 月 15 日					
12 在留カード番号 Residence card number	AB12345678CD					
13 希望する在留資格 Desired status of residence	教授					
在留期間 Period of stay	1 年		(審査の結果によって希望の期間とならない場合があります。) (It may not be as desired after examination.)			
14 変更の理由 Reason for change of status of residence	順天堂大学で働くため					
15 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無 (日本国外におけるものを含む。) 有 (具体的内容) / 無 Yes (Detail) / No	有 (具体的内容) / 無					
16 在日親族 (父・母・配偶者・子・兄弟姉妹など) 及び同居者 Family in Japan (Father, Mother, Spouse, Son, Daughter, Brother, Sister or others) or co-residents	有 (「有」の場合は、以下の欄に在日親族及び同居者を記入してください。) / 無 Yes (If yes, please fill in your family members in Japan and co-residents in the following columns) / No					
続柄 Relationship	氏名 Name	生年月日 Date of birth	国籍・地域 Nationality/Region	同居の有無 Residing with applicant or not	勤務先名称・通学先名称 Place of employment/ school	在留カード番号 特別永住者証明書番号 Residence card number Special Permanent Resident Certificate number
妹	WANG ZIHAN	86/1/22	中国	有・無 Yes / No	〇〇大学	AB12345678CD
				有・無 Yes / No		
				有・無 Yes / No		
				有・無 Yes / No		
				有・無 Yes / No		
				有・無 Yes / No		
				有・無 Yes / No		
				有・無 Yes / No		
※ 3について、有効な旅券を所持する場合は、旅券の身分事項ページのとおり記載してください。 Regarding item 3, if you possess your valid passport, please fill in your name as shown in the passport. 16については、記載欄が不足する場合は別紙に記入して添付すること。なお、「研修」、「技能実習」に係る申請の場合は、「在日親族」のみ記載してください。 Regarding item 16, if there is not enough space in the given columns to write in all of your family in Japan, fill in and attach a separate sheet. In addition, take note that you are only required to fill in your family members in Japan for applications pertaining to "Trainee" or "Technical Intern Training".						

(注) 裏面参照の上、申請に必要な書類を作成して下さい。 Note: Please fill in forms required for application. (See notes on reverse side.)

写真

- 背景無地
- 提出日 3 カ月以内に撮影したもの
- 鮮明なもの
- 無帽

3. 在留カードと同じ
ローマ字で記入。
姓→名の順番

9. 現在役所に登録した
住所あるいは在留
カードの裏に記載し
た住所

11. 在留カードを参照
12.

13. 順天堂大学での契
約期間

16. いない場合は無に
〇と表に記入不要

別記 申請書類の EXCEL
書き方

申請人等作成用 2

申請人等作成用 2 1 (「高度専門職(1号イ)」・「高度専門職(2号)」・「教授」・「教育」) 在留期間更新・在留資格変更用
(変更申請の場合のみ) For extension or change of status

For applicant, part 2 1 ("Highly Skilled Professional(i)(a)" / "Highly Skilled Professional(ii)" (only in cases of change of status) / "Professor" / "Instructor")

17 稼働先 ※ 所在地及び電話番号については、主たる勤務場所の所在地及び電話番号を記載すること。
Place of work For sub-items address and telephone number, give the address and telephone number of your principal place of work.

(1) 名称 順天堂大学
Name
所在地 〒113-8421 文京区本郷2丁目1番1号
Address Telephone No. 03-3813-3111

((2)及び(3)は、稼働先が複数ある場合に記入)
(Fill in (2) and (3) in cases of working a number of places.)

(2) 名称
Name
所在地
Address Telephone No.

(3) 名称
Name
所在地
Address Telephone No.

18 最終学歴 Education (last school or institution)

☒ 大学院 (博士) ☐ 大学院 (修士) ☐ 大学 ☐ 短期大学 ☐ 専門学校
Doctor Master Bachelor Junior college College of technology

☐ 高等学校 ☐ 中学校 ☐ その他 ()
Senior high school Junior high school Others

(1) 学校名 OO大学 (2) 卒業年月 2018 年 5 月
Name of school Date of graduation Year Month

19 専攻・専門分野 Major field of study
(18で大学院(博士)～短期大学の場合) (Check one of the followings when your answer to the question 18 is from doctor to junior college)

☐ 法学 ☐ 経済学 ☐ 政治学 ☐ 商学 ☐ 経営学 ☐ 文学 ☐ 語学 ☐ 社会学 ☐ 歴史学
Law Economics Politics Commercial science Business Literature Linguistics Sociology History

☐ 心理学 ☐ 教育学 ☐ 芸術学 ☐ その他人文・社会科学 ()
Psychology Education Science of art Others(cultural / social science)

☒ 理学 ☐ 化学 ☐ 工学 ☐ 農学 ☐ 水産学 ☐ 薬学 ☒ 医学 ☐ 歯学
Science Chemistry Engineering Agriculture Fisheries Pharmacy Medicine Dentistry

☐ その他自然科学 () ☐ 体育学 ☐ その他 ()
Others(natural science) Sports science Others

(18で専門学校の場合) (Check one of the followings when your answer to the question 18 is college of technology)

☐ 工業 ☐ 農業 ☐ 医療・衛生 ☐ 教育・社会福祉 ☐ 法律
Engineering Agriculture Medical services / Hygienics Education / Social welfare Law

☐ 商業実務 ☐ 服飾・家政 ☐ 文化・教養 ☐ その他 ()
Practical commercial business Dress design / Home economics Culture / Education Others

20 職歴 Employment history

入社		退社		勤務先名称 Place of employment	入社		退社		勤務先名称 Place of employment
年 Year	月 Month	年 Year	月 Month		年 Year	月 Month	年 Year	月 Month	
2019	4	2021	3	OO大学、ポスドク					

(21から23までは「教育」での在留を希望する場合に記入)
(Fill in 21 to 23 when you desire to stay by status of residence "Instructor")

21 教育に係る免許の有無 有・無
Teacher's certificate Yes / No

22 教育しようとする科目に係る実務経験年数 年
Teaching experience of the subject that you teach Year(s)

23 外国語による教育をしようとする場合は当該外国語により教育を受けた期間 年
Total period of receiving the foreign language education when you teach the foreign language Year(s)

17. 勤務するキャンパスの詳細

(2) 該当のみ記入

21. - 該当のみ記入
23.

在留期間の更新

- 中・長期在留者は、在留期間満了後も同じ在留活動を行いたい場合、[在留期間更新許可申請](#)を行うことができます。
- 在留期間満了の3ヶ月前から在留期間更新許可申請ができます。

申請手順【留学】

1. JUIC からオンラインシステム「SpeedVisa」への招待メールを送付します。
2. メールを確認し、SpeedVisa の利用承認を行ってください。パスワードの設定や基本情報を入力し個人設定を完了します。
3. SpeedVisa で以下の情報を入力ください。
 - 基本情報
 - 学歴・職歴
 - 申請に必要な情報
 - 日本への留学理由
 - 学費・生活費の支払方法
4. SpeedVisa で以下の書類を提出（アップロード）してください。
 - パスポート（本人情報記載ページ）
 - 在留カード（両面）
 - 申請人の証明写真
 - 成績証明書（新入生の場合は、直前に所属していた機関発行のもの）
 - 在学証明書（新入生の場合は、入学許可証）
 - 経費支弁能力を証する文書：預金残高証明書、預金通帳の履歴（直近1年分）と通帳番号記載ページ、奨学金証明書等
5. JUIC が申請情報および書類確認後、在留資格期間更新許可申請書を手交します。JUIC から申請者に来室いただきたい日時をご連絡します。
6. JUIC へは以下書類をすべて持参し来室ください。
 - アップロード済の書類すべて
 - パスポート
 - 在留カード
 - 申請人の証明写真
7. 出入国在留管理庁に行き、ご自身で申請書類を提出してください。必要に応じて、活動機関に関する届を出入国在留管理庁に提出してください。

※ 出入国在留管理庁は、提出済の書類以外の書類を提出するよう求める場合があります。
- 審査には、2週間～1か月程度かかります。
8. 出入国在留管理局から審査結果のハガキが届いたら、申請書を提出した管理局に新しい在留カードを受け取りに行ってください。
9. 新しい在留カード（両面）をご自身の SpeedVisa アカウントにアップロードしてください。加えて、新しい在留カード情報（番号、期限、期間、資格）を登録してください。

申請手順【文化活動】

1. 申請者は在留期間更新許可申請書の申請者作成用の部分だけ記入してください。
 - [在留資格別のリスト](#)
 - 「文化活動」(EXCEL )(記入例)
 - [申請書類の EXCEL 書き方](#)
2. [必要書類リスト](#)を参考にしながら用意してください。
3. 在留期間更新許可申請書の申請者作成用の部分の記入が終わったら、国際交流センターに提出し、所属機関用の部分を記入してもらいます。
 - 本郷・お茶の水キャンパス以外の学生または教職員は、各キャンパス事務室に提出してください
 - 本郷・お茶の水キャンパス所属教職員で在留資格「教授」の場合、人事部に提出してください。
4. 出入国在留管理庁に必要書類を提出してください。必要に応じて、[活動機関に関する届](#)を出入国在留管理庁に提出してください。
 - [東京出入国在留管理局アクセス](#)
 - [千葉出張所アクセス](#)

※ 出入国在留管理庁は必要書類リストに記載された以外の書類を提出するよう求める場合があります。
- 審査には2週間～1ヶ月程度かかります。
5. 出入国在留管理局から審査結果のハガキが届いたら、東京出入国在留管理局に新しい在留カードを受け取りに行ってください。
6. 新しい在留カードが交付されたら、在留カード（両面）データをJUICに提出してください。

申請手順【教授】

1. 申請者は在留期間更新許可申請書の申請者作成用の部分だけ記入してください。
 - [在留資格別のリスト](#)
 - 「教授」(EXCEL )(記入例)
 - [申請書類の EXCEL 書き方](#)
2. [必要書類リスト](#)を参考にしながら用意してください。
3. 在留期間更新許可申請書の申請者作成用の部分の記入が終わったら、人事部に提出し、所属機関用の部分を記入してもらいます。
 - 本郷・お茶の水キャンパス以外の学生または教職員は、各キャンパス事務室に提出してください
 - 本郷・お茶の水キャンパス所属教職員で在留資格「教授」の場合、人事部に提出してください。
4. 出入国在留管理庁に必要書類を提出してください。必要に応じて、[活動機関に関する届](#)を出入国在留管理庁に提出してください。
 - [東京出入国在留管理局アクセス](#)
 - [千葉出張所アクセス](#)

※ 出入国在留管理庁は必要書類リストに記載された以外の書類を提出するよう求める場合があります。
- 審査には2週間～1ヶ月程度かかります。

5. 出入国在留管理局から審査結果のハガキが届いたら、東京出入国在留管理局に新しい在留カードを受け取りに行ってください。
6. 新しい在留カードが交付されたら、在留カード（両面）データを人事部に提出してください。

在留期間更新許可申請 必要書類 「文化活動」

本郷・お茶の水キャンパスの協力研究員向けの必要種類

	必要書類	注意事項
①	在留期間更新許可申請書 申請者作成用：記入例 所属機関作成用	- EXCEL  で作成 - 申請書類の EXCEL 書き方 - 日本語または英語で記入 - すべて片面印刷 - 黒のボールペンで記入（消せるボールペン不可） - 提出日前 3 カ月以内の写真 1 枚を貼付 - 写真裏面に氏名記入 - 修正液・テープ使用不可
②	パスポート	
③	現在の在留カード	
④	順天堂大学の ID	
⑤	順天堂大学の在籍証明書	- 教務課（センチュリータワー、南側、13F）の証明書機械で ¥300 の「医（学部・大学院）証明書【和文】」切符を購入 - 研究戦略推進センター（A 棟 2F）へ依頼
⑥	順天堂大学の研究計画	- 指導教員が認めた研究計画書 - 今までの実績や研究の経過 - これまでの研究とこれからの研究のつながり
⑦	経費支弁書	- 在留期間更新許可申請書 No.20 の内容に沿っているか確認 - 申請者本人が支弁する場合、1～3 のいずれか - 本人名義の預金残高証明書 - 本人名義の預金通帳の履歴（直近 1 年分）と通帳番号記載ページの写し - 奨学金受給証明書
⑧	¥4,000 の収入印紙を納付 手数料納付書に付ける	- 手数料納付書 (Excel ) で作成 ¥4,000 の印紙を郵便局から買う

- 証明書は国内で 3 カ月以内に発行されたもの、または海外で 6 カ月以内に発行されたものを用意してください。

申請人等作成用

申請人等作成用 2 J (「芸術」・「文化活動」)

在留期間更新・在留資格変更用

For applicant, part 2 J ("Artist" / "Cultural Activities")

For extension or change of status

17 勤務先又は活動先 ※ (2)及び(3)については、主たる勤務又は活動場所の所在地及び電話番号を記載すること。
Place of employment or activity For sub-items (2) and (3), give the address and telephone number of your principal place of employment/activity.

(1)名称 支店・事業所・研究室名
Name 順天堂大学大学院医学研究科 皮膚科学・アレルギー学
指導教員 (収入を伴わない学術上の活動を行うために「文化活動」での在留を希望する場合に記入)
Advisor (Fill in this section if you wish to reside in Japan with the status of residence of "Cultural Activities" in order to engage in academic activities that provide no income)
佐藤 泰然 先生

(2)所在地 (3)電話番号
Address 〒113-8421 文京区本郷2丁目1番1号 Telephone No. 03-3813-3111

18 活動内容 Type of activity
(1)「芸術」での在留を希望する場合 Fill in this section if the applicant wishes to reside in Japan with the status of residence of "Artist"
☐ 著述家 ☐ 著述家(指導) ☐ 美術家・写真家 ☐ 美術家(指導)・写真家(指導)
Author Author (teaching) Artist/photographer Artist (teaching)/photographer (teaching)
☐ 音楽家・舞台芸術家 ☐ 音楽家(指導)・舞台芸術家(指導) ☐ その他()
Musician/stage artist Musician (teaching)/stage artist (teaching) Others
(2)「文化活動」での在留を希望する場合 Fill in this section if the applicant wishes to reside in Japan with the status of residence of "Cultural Activities"
☐ 芸術上の活動)
Artistic activities
☒ 学術上の活動 研究)
Academic activities
☐ 我が国特有の文化又は技芸についての専門的な研究)
Pursuing specific studies on Japanese culture or arts
☐ 専門家の指導を受けて我が国特有の文化又は技芸を修得する活動)
Learning and acquiring Japanese culture or arts under the guidance of expert

19 経歴 Personal history

始期 Start		終期 Finish		経歴 Personal history	始期 Start		終期 Finish		経歴 Personal history
年 Year	月 Month	年 Year	月 Month		年 Year	月 Month	年 Year	月 Month	
2006	9	2012	8	〇〇大学医学部、MD	2016	9	2019	8	〇〇大学院、PhD
2012	9	2014	8	〇〇医院、研修医	2019	9	現在に至る		〇〇医院、主治医
2014	9	2016	8	〇〇医院、医師					

(20は「文化活動」での在留を希望する場合に記入)
(Fill in 20 when you desire to stay by status of residence "Cultural Activities")

20 滞在費支弁方法 Method of support to pay for expenses while in Japan
(1)支弁方法及び月平均支弁額 Method of support and an amount of support per month (average)
☐ 本人負担 円 ☐ 在外経費支弁者負担 円
Self Yen Supporter living abroad Yen
☐ 在日経費支弁者負担 円 ☒ 奨学金 200,000 円
Supporter in Japan Yen Scholarship Yen
☐ その他 円
Others Yen

(2)送金・携行等の別 Remittances from abroad or carrying cash
☒ 外国からの携行 5,000,000 円 ☐ 外国からの送金 円
Carrying from abroad Yen Remittances from abroad Yen
(携行者 携行時期) ☐ その他 10,000/月 円
Name of the individual 本人 Date and time of carrying cash 2019年10月1日 Others (銀聯カード) Yen

17. (1) 所属する講座
と指導者名

17. (2) 順天堂大学で
所属するキャンパ
スの住所 と電話

18. 空欄

18. (2) 「学術上の活
動」を選択
詳細を記載

19. 学歴と職歴を記入

20. (1) - (2) 該当項目
を選択し、月額 (平
均) を記入

20. その他: 銀聯 カード
等で受取っている
場合は、その他
に年額または月額
で記入、下に銀聯
カードと記入

申請人等作成用

申請人等作成用 3 J (「芸術」・「文化活動」)
For applicant, part 3 J ("Artist" / "Cultural Activities")

在留期間更新・在留資格変更用
For extension or change of status

21 代理人(法定代理人による申請の場合に記入) Legal representative (in case of legal representative)	
(1)氏 名 Name _____	(2)本人との関係 Relationship with the applicant _____
(3)住 所 Address _____	
電話番号 Telephone No. _____	携帯電話番号 Cellular Phone No. _____

以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and correct.
申請人(法定代理人)の署名／申請書作成年月日 Signature of the applicant (legal representative) / Date of filling in this form

王 浩宇 2021 年 3 月 15 日
Year Month Day

注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。
Attention In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (legal representative) must correct the part concerned and sign their name.

※ 取次者 Agent or other authorized person	
(1)氏 名 Name _____	(2)住 所 Address _____
(3)所属機関等(親族等については、本人との関係)空欄 Organization to which the agent belongs (in case of a relative, relationship with the applicant)	電話番号 Telephone No. _____

21. 直筆サイン(漢字
ハングル・アルファ
ベット等いずれも
可)

在留期間更新許可申請書 必要書類 「教授」

	必要書類	注意事項
①	在留資格変更許可申請書 申請者作成用：記入例 所属機関作成用	- EXCEL  で作成 - 申請書類の EXCEL 書き方 - 日本語または英語で記入 - すべて片面印刷 - 黒のボールペンで記入（消せるボールペン不可） - 提出日前 3 カ月以内の写真 1 枚を貼付 - 写真裏面に氏名記入 - 修正液・テープ使用不可
②	パスポート	
③	現在の在留カード	
④	順天堂大学の ID	既に持っている場合
⑤	在職証明書	- 身分や、給与、契約期間等の記載がある在職証明書を依頼する - 本郷・お茶の水キャンパス教職員：人事部（センチュリータワー、南側、15F） - さくらキャンパス教職員：さくらキャンパス事務室へ依頼
⑥	¥4,000 の収入印紙を納付 手数料納付書に付ける	- 手数料納付書 (Excel ) で作成 ¥4,000 の印紙を郵便局から買う

- 証明書は国内で 3 カ月以内に発行されたもの、または海外で 6 カ月以内に発行されたものを用意してください。

申請人等作成用 2

申請人等作成用 2 1 (「高度専門職(1号イ)」・「高度専門職(2号)」・「教授」・「教育」) 在留期間更新・在留資格変更用
(変更申請の場合のみ) For extension or change of status

For applicant, part 2 1 ("Highly Skilled Professional(i)(a)" / "Highly Skilled Professional(ii)" (only in cases of change of status) / "Professor" / "Instructor")

17 稼働先 ※ 所在地及び電話番号については、主たる勤務場所の所在地及び電話番号を記載すること。
Place of work For sub-items address and telephone number, give the address and telephone number of your principal place of work.

(1) 名称 順天堂大学
Name
所在地 〒113-8421 文京区本郷2丁目1番1号
Address
電話番号 03-3813-3111
Telephone No.

(2) 及び(3)は、稼働先が複数ある場合に記入)
(Fill in (2) and (3) in cases of working a number of places.)

(2) 名称
Name
所在地
Address
電話番号
Telephone No.

(3) 名称
Name
所在地
Address
電話番号
Telephone No.

18 最終学歴 Education (last school or institution)

☒ 大学院 (博士) ☐ 大学院 (修士) ☐ 大学 ☐ 短期大学 ☐ 専門学校
Doctor Master Bachelor Junior college College of technology

☐ 高等学校 ☐ 中学校 ☐ その他 ()
Senior high school Junior high school Others

(1) 学校名 OO大学
Name of school
(2) 卒業年月 2018 年 5 月
Date of graduation Year Month

19 専攻・専門分野 Major field of study
(18で大学院(博士)～短期大学の場合) (Check one of the followings when your answer to the question 18 is from doctor to junior college)

☐ 法学 ☐ 経済学 ☐ 政治学 ☐ 商学 ☐ 経営学 ☐ 文学 ☐ 語学 ☐ 社会学 ☐ 歴史学
Law Economics Politics Commercial science Business Literature Linguistics Sociology History

☐ 心理学 ☐ 教育学 ☐ 芸術学 ☐ その他人文・社会科学 ()
Psychology Education Science of art Others(cultural / social science)

☒ 理学 ☐ 化学 ☐ 工学 ☐ 農学 ☐ 水産学 ☐ 薬学 ☒ 医学 ☐ 歯学
Science Chemistry Engineering Agriculture Fisheries Pharmacy Medicine Dentistry

☐ その他自然科学 () ☐ 体育学 ☐ その他 ()
Others(natural science) Sports science Others

(18で専門学校の場合) (Check one of the followings when your answer to the question 18 is college of technology)

☐ 工業 ☐ 農業 ☐ 医療・衛生 ☐ 教育・社会福祉 ☐ 法律
Engineering Agriculture Medical services / Hygienics Education / Social welfare Law

☐ 商業実務 ☐ 服飾・家政 ☐ 文化・教養 ☐ その他 ()
Practical commercial business Dress design / Home economics Culture / Education Others

20 職歴 Employment history

入社		退社		勤務先名称 Place of employment	入社		退社		勤務先名称 Place of employment
年 Year	月 Month	年 Year	月 Month		年 Year	月 Month	年 Year	月 Month	
2019	4	2021	3	OO大学、ポスドク					

(21から23までは「教育」での在留を希望する場合に記入)
(Fill in 21 to 23 when you desire to stay by status of residence "Instructor")

21 教育に係る免許の有無 有・無
Teacher's certificate Yes / No

22 教育しようとする科目に係る実務経験年数 年
Teaching experience of the subject that you teach Year(s)

23 外国語による教育をしようとする場合は当該外国語により教育を受けた期間 年
Total period of receiving the foreign language education when you teach the foreign language Year(s)

17. 勤務するキャンパスの詳細

(2) 該当のみ記入

21. - 該当のみ記入
23.

留学生のアルバイト（資格外活動許可）

- 「留学」や「家族滞在」等の在留資格の方は、出入国在留管理庁からの「資格外活動許可」を受けないと、アルバイト等の報酬を伴う活動ができません。
- 「留学」の在留資格（6 カ月以上）を持っている場合、規定の時間内（1 週間に 28 時間以内、長期休みのときは一日について 8 時間以内（但し 1 週間に 40 時間以内））、「家族滞在」、「特定活動（継続就職活動）」の在留資格を持っている場合は、1 週間 28 時間以内に限り、アルバイトを行うことができます。
- アルバイト先が未定でも先に申請することができます。
- 資格外活動許可は在留期間の満了とともに失効します。
- 資格外活動許可申請中の場合は、まだ働き始めることができません。
- 資格外活動の許可を得たとき、新しいアルバイトを始めた時、アルバイト先を変更した時も、必ず 14 日以内に SpeedVisa で勤務先情報を登録ください。[参考](#)
- 順天堂大学で教育・研究補助以外の活動（図書館など）は、通常通り資格外活動許可が必要です。
- 順天堂大学で教育・研究を補助する活動（RA・TA 等）は資格外活動許可は不要です。
- 休学中や退学後はアルバイトができません。
- 公序良俗に反する仕事、風俗営業もしくは風俗営業が営まれている店舗では、皿洗いや掃除でも、働くことは一切禁止されています。

新規入国の場合（再入国を除く）

- 入国の際、空港で在留カードを受け取る時に、資格外活動許可申請ができます。申請書は空港に置いてあります。

申請手順

1. [資格外活動許可申請書（EXCEL !\[\]\(0339c0a2b75de73477427b2d7747a13a_img.jpg\)）](#)を記入して、提出してください。

アルバイトが決まった場合

- お住まいの近くの地方出入国在留管理官署で申請できます。（許可まで 2 週間～ 2 カ月）

申請手順

1. [資格外活動許可申請書（EXCEL !\[\]\(64fdd4d9d4d1b405c9d53c0844a42578_img.jpg\)）](#)を作成してください。
2. 出入国在留管理庁へ次の書類を提出してください。
 - パスポート
 - 資格外活動許可申請書
 - 在留カード
 - 当該申請に係る活動の内容を明らかにする書類（アルバイト先の雇用主が作成する採用予定証明書等）

空港用の資格外活動許可申請書 記入例

別記第二十九号の四様式(第十九条の二関係)

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Government of Japan

資 格 外 活 動 許 可 申 請 書	
APPLICATION FOR PERMISSION TO ENGAGE IN ACTIVITY OTHER THAN THAT PERMITTED UNDER THE STATUS OF RESIDENCE PREVIOUSLY GRANTED	
出入国在留管理局長 殿 To the Director General of the Regional Immigration Services Bureau	
出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき、次のとおり資格外活動の許可を申請します。 Pursuant to the provisions of Paragraph 2 of Article 19 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for permission to engage in activities other than those permitted under the status of residence previously granted.	
※ 本申請書により、上陸許可に引き続き資格外活動許可申請を行うことができるのは、上陸の許可により 「留学」の在留資格を決定された場合(3月の在留期間を決定された場合を除く。)に限られます。 Persons, who are able to file for this application following acquisition of landing permission, are limited to those who have been granted the status of residence of "Student" based on the landing permission (excluding those who have been granted a period of stay of three (3) months).	
1 国 籍・地 域 Nationality / Region	中国
2 生 年 月 日 Date of Birth	1992 年 12 月 31 日 Year Month Day
3 氏 名 Name (in English)	WANG HAOYU
4 性 別 Sex	男 / 女 Male / Female
申請人の署名／申請書作成年月日 Signature of the applicant / Date of filling in this form	
王 浩宇 2021 年 3 月 15 日 Year Month Day	

アルバイト先が未定で
も先に申請することが
できます。直筆サイン(漢字ハン
グル・アルファベット
等いずれも可)

来日後の資格外活動許可申請書 記入例

別記第二十八号様式(第十九条関係)

日本国政府法務省
Ministry of Justice, Government of Japan

資 格 外 活 動 許 可 申 請 書	
APPLICATION FOR PERMISSION TO ENGAGE IN ACTIVITY OTHER THAN THAT PERMITTED UNDER THE STATUS OF RESIDENCE PREVIOUSLY GRANTED	
出入国在留管理局長 殿 Regional Immigration Services Bureau	
To the Director General of the	
出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に基づき、次のとおり資格外活動の許可を申請します。 Pursuant to the provisions of Paragraph 2 of Article 19-2 of the Immigration Control and Refugee Recognition Act, I hereby apply for permission to engage in activities other than those permitted under the status of residence previously granted.	
1 国籍・地域 中国	2 生年月日 1993 年 12 月 31 日
Nationality / Region	Date of birth
3 氏名 WANG (王) HAOYU (浩宇)	
Name	
4 性別 男・女	5 配偶者の有無 有・無
Sex Male/Female	Marital status Married / Single
6 職業 学生	
Occupation	
7 住居地 〒 113-8421 文京区千駄木 2-15-6-222	
Address in Japan	
電話番号 N/A	携帯電話番号 090-1234-5678
Telephone No.	Cellular Phone No.
8 旅券 (1) 番号 AB1234567	(2) 有効期限 2030 年 1 月 17 日
Passport Number	Date of expiration
9 現に有する在留資格 学生	在留期間 4 年間 3 カ月
Status of residence	Period of stay
在留期間の満了日 2025 年 6 月 14 日	10 在留カード番号
Date of expiration	Residence card No.
11 現在の在留活動の内容(学生にあっては学校名及び週間授業時間) Present activity (for student: name of school, lesson hours per week) 順天堂大学, 40 時間 / 1 週間	
12 他に従事しようとする活動の内容 Other activity to engage in	
(1) 職務の内容 □ 翻訳・通訳 □ 語学教師 ■ その他(未定)	
Type of activity Translation / Interpretation Language teaching Others	
(2) 雇用契約期間	(3) 週間稼働時間
Term of employment contract	Working hours per week
(4) 報酬 円(□ 月額 □ 週額 □ 日額)	
Salary Yen Monthly Weekly Daily	
13 勤務先 Place of employment	
(1) 名称	
Name	
(2) 所在地	電話番号
Address	Telephone No.
(3) 業種 □ 製造 □ 商業 □ 教育 □ その他	
Type of business Manufacturing Commerce Education Others	
14 法定代理人(法定代理人による申請の場合に記入) Legal representative (in case of legal representative)	
(1) 氏名	(2) 本人との関係
Name	Relationship with the applicant
(3) 住所	
Address	
電話番号	携帯電話番号
Telephone No.	Cellular Phone No.
以上の記載内容は事実と相違ありません。 I hereby declare that the statement given above is true and correct.	
申請人(法定代理人)の署名/申請書作成年月日 Signature of the applicant (legal representative) / Date of filling in this form	
王 浩宇 2021 年 3 月 28 日	
Year Month Day	
注 意 申請書作成後申請までに記載内容に変更が生じた場合、申請人(法定代理人)が変更箇所を訂正し、署名すること。 Attention In cases where descriptions have changed after filling in this application form up until submission of this application, the applicant (legal representative) must correct the part concerned and sign their name.	
※ 取次者 Agent or other authorized person	
(1) 氏名	(2) 住所
Name	Address
(3) 所属機関等 Organization to which the agent belongs	電話番号 Telephone No.

12. アルバイト先が未定の場合、その他に「未定」と記入
アルバイト先が決まっている場合、詳細を記入

14. 直筆サイン(漢字・ハングル・アルファベット等いずれも可)

出入国在留管理庁への届出および大学からの報告について

- 在留資格「留学」を有するすべての留学生は、在留状況に関する届出を出入国在留管理庁へ提出する責任があります。
- また、大学は外国人留学生の在籍状況について、出入国在留管理庁へ報告する義務があります。
- 出入国在留管理庁では、留学生本人からの届出内容と大学からの報告内容を照合します。そのため、双方の内容が一致している必要があります。

留学生本人による届出

- 次の留学生は、在籍状況に変更があった場合、14 日以内に出入国在留管理庁へ届出を行う必要があります。
 - すでに在留資格「留学」を有し、在留期間の更新を伴わずに順天堂大学へ入学する場合
 - 順天堂大学を卒業する場合
- [【参考】 出入国在留管理庁](#)

手続き

- 順天堂大学を卒業する場合
 - [活動機関に関する届出（離脱）参考様式 1 の 2（Excel）](#)
- 日本語学校や他大学から順天堂大学へ入学する場合
 - [活動機関に関する届出（移籍）参考様式 1 の 3（Excel）](#)
 - [届け出の記入例](#)
- 記入済みの届出書および在留カードの写しを同封し、封筒の表面に朱書きで「届出書在中」と記載のうえ、下記宛先へ送付してください。

〒 160-0004 東京都新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー 14 階東京出入国在留管理局在留管理情報部門届出受付担当
- ※ 郵送による届出の場合、入管から受領確認の連絡はありません。配達記録等により配送状況を確認できる方法で送付することを推奨します。

大学からの報告

- 日本の入管法に基づき、順天堂大学は外国人留学生の在籍状況（在学開始日・修了日等）について、出入国在留管理庁へ定期的に報告を行います。
- 大学は、次の事項について文部科学省および出入国在留管理庁へ報告を行います。
 - 卒業・修了した者
 - 修了前に退学した者
 - 除籍となった者
 - 所在不明となった者
 - 在留資格に係る活動が最後に確認されてから 1 か月以上欠席している者
- 在留期間の更新を行わない場合、新しい在留カードの写しを大学へ提出しない場合、または大

活動機関に関する届出 記入例

参考様式1の3(移籍)
(Accepting organization: transfer)

活動機関に関する届出 NOTIFICATION OF THE ACCEPTING ORGANIZATION

① 届出人 Applicant

英 字 氏 名 WANG HAOYU 性別 男
Name on the residence card
生 年 月 日 1992 年 5 月 15 日 国籍・地域 中国
Date of Birth Year Month Day Nationality/Region
住 居 地 〒 〒 113-0022 文京区千駄木 2-15-6-222
Address in Japan
在留カード番号 A B 1 2 3 4 5 6 7 8 C D
Residence card No.
在 留 資 格 游学
Status of residence

② 届出の事由(新たな活動機関への移籍)

Item of notification (Transfer to a new organization)

移籍した年月日 2021 年 4 月 1 日
Date of transfer Year Month Day
機関の名称 移籍前 阿藤日本語学校 移籍後 順天堂大学
Name of the organization Previous Org. New Org.
機関の法人番号(13桁) 移籍前 123456789012 移籍後 8010005002330
Corporate number Previous Org. New Org.
機関の所在地 移籍前 〒 123-4567 (電話 tel.)※
Address of the organization Previous Org. 〒 113-8421 文京区千駄木 1 丁目 1 番 1 号
移籍後 〒 113-8421 (電話 tel.)※
New Org. 〒 113-8421 文京区本郷 2 丁目 1 番 1 号 03-3813-3111

新たな機関における活動の内容(「留学」の在留資格を除く。)
Details of activities at the new organization (except for the status of residence of "Student")

③ 届出人(本人)の署名 Signature of the applicant

王 浩宇 2021 年 3 月 15 日
Year Month Day

④ 届出人の連絡先 Contact telephone number of the applicant

電話番号 Telephone No. 携帯電話番号 Cellular phone No.

⑤ 提出者(本人以外の者が提出する場合に記入) submitter (in case of representative, agent or other)

氏 名 本人との関係
Name Relationship with the applicant
住 所 電話番号
Address Telephone or Cellular phone No.

⑥ 届出年月日 Date of notification

年 月 日
Year Month Day
※ 届出内容の確認のため、連絡させていただく場合があります。

② 移籍した年月日：
在籍を開始した年
月日を記入

学部または大学院
に進学する場合、
4月1日を記入

研究生または研究
者として在籍する場
合、在籍開始年
月日を記入

② 移籍前機関は順天
堂大学に在籍する
前に所属していた機
関

機関の法人番号
(13桁)を記入す
るため、移籍前機
関に確認する必要
がある

② 移籍前機関は順天
堂大学

順天堂大学の法人
番号(13桁)は
8010005002330

順天堂大学で在籍
しているキャンパ
スの住所と電話を
記入

21. 直筆サイン(漢字
ハングル・アルファ
ベット等いずれも
可)

学からの連絡に応答しない場合は、所在不明者として報告される可能性があります。

- さらに、在留資格に係る活動を3か月以上行っていない場合は、在留資格が取消しとなる可能性があります。

手続き

- 次のいずれかに該当する場合は、14日以内に SpeedVisa にて在留カード（両面）の写しをアップロードし、情報を更新してください。
- 順天堂大学への入学
- 在留期間の更新
- 在留資格の変更
- 在留カードの記載事項に変更があった場合
- また、大学指定の順天堂メールアドレスを登録してください。

卒業・修了後について

- 「留学」の在留資格は在学している間のみ有効です。卒業・修了後は、「留学」の在留期間が残っていても在留資格は無効となりますので、帰国準備をして、速やかに出国してください。また、出国の際は、必ず空港で在留カードを返納してください。
- 日本に引き続き滞在する場合は、適切な在留資格への変更手続きを行ってください。
- 日本で進学する場合：
 1. 順天堂大学に進学する場合：
 - 必要に応じて、「在留期間更新許可申請」を行ってください。
 2. 順天堂大学以外に進学する場合：
 - 卒業・修了後14日以内に「所属（活動）機関に関する届出」を出入国在留管理庁に行ってください。
 - 「在留期間更新許可申請」が必要な場合は、進学先の教育機関の指示に従ってください。
- 日本で就職する場合

就職先企業等に相談し、就労可能な適切な在留資格への変更手続きを行ってください。
- 卒業・修了後も就職活動の継続を希望する場合

在留資格「留学」の学生は、卒業・修了後も引き続き日本に在留して就職活動の継続を希望する場合は、在留資格「特定活動」への変更申請をすることができます（正規生のみ対象です。研究生等の非正規生は含まれません）。この在留資格は6か月間で、一度だけ更新が認められるため最長1年間となります。継続就職活動を終了する際は又は終了した際は、卒業・修了時と同様に適切な在留資格への変更手続きを行うか、速やかに出国してください。

在留資格取り消し

- 大学で出席を確認した最後の日の翌日から3カ月を経過した時点で当該留学生在が所在不明になった場合は、在留資格が取り消されます。

家族滞在ビザ

短期滞在

- 順天堂大学の留学生、外国人研究員や教職員の家族で、日本への90日以内の滞在を予定している場合は、短期滞在ビザを申請してください。
- [外務省 \(MOFA\) のサイト](#)で短期滞在の場合のビザ免除国について確認できます。

申請手順

- 順天堂大学の留学生、外国人研究員や教職員の家族は、自国の日本国大使館または総領事館にてビザを申請してください。

中長期滞在

- 90日以上滞在する場合は、中長期在留者となります。
- 中長期在留者の被扶養者の家族の在留資格は「家族滞在」、ビザも「家族滞在」となります。
- 家族は扶養者の「配偶者」および「子」に限定されます。
- 扶養者は、家族全員についてそれぞれ「家族滞在」の在留資格認定証明書交付申請をしなければなりません。
- 在留資格認定証明書交付申請書（家族滞在）には次の書類が必要です。
 - 扶養者の職業及び収入を証する文書
 - 扶養者のパスポート及び在留カードの写し
 - 結婚証明書（写し）や出生証明書（写し）などの申請人と扶養者との身分関係を証する文書
 - 申請人の生活費用を支弁することができることを証する証明書
 - この他、出入国在留管理庁における審査の過程で上記以外の資料を求められる場合があります。
- 「家族滞在」の在留資格認定証明書交付申請には数ヶ月程度かかる場合があり、申請人数によっても異なります。
- 在留資格認定証明書が交付されたら、ビザを申請してください。
- 在留資格認定証明書は3ヶ月間有効です。有効期間内に、有効なビザとともに入国審査時に提示する必要があります。

申請手順

1. [在留資格認定証明書交付申請書（家族滞在）](#) (EXCEL ) を作成してください。

2. 出入国在留管理庁に次の書類を提出してください。
 - ・ 在留資格認定証明書交付申請書（家族滞在）
 - ・ 返信用封筒（定形封筒に宛先を明記の上、404 円分の切手（簡易書留用）を貼付したもの
 - ・ 在留カードまたは外国人登録証明書
 - ・ 在留資格認定証明書交付申請（家族滞在）に伴う必要書類
3. 出入国在留管理庁から扶養者宛に在留資格認定証明書が郵送されます。
4. 扶養者は家族に在留資格認定証明書を郵送してください。
5. 家族が在留資格認定証明書を受け取ったら、ビザの申請を行うことができます。
6. 審査の結果を JUIC までご連絡ください。

再入国許可

- ・ 新しい在留管理制度では、有効な旅券及び在留カードを所持する中長期在留者は、出国後 1 年以内または在留期限が 1 年未満の場合はその在留期限までに再入国する場合、再入国許可を取得する必要がなくなりました。この制度を「みなし再入国許可」といいます。
- ・ 「みなし再入国許可」の有効期限は 1 年間となりますので、出国日から 1 年以内に再入国しないと在留資格が失われます。なお、出国日から 1 年を経過する前に在留期限が到来する場合には在留期限内に再入国しないといけません。
- ・ （再入国許可の期限が）海外で切れてしまった場合、再入国許可の期限を延長することができない場合があります。
- ・ 奨学金の受給を受けている学生は、出国する前に財団へ報告する必要がある場合があります。

申請手順

1. 出国する際に在留カードを提示してください。
2. 再入国出国用 ED カードの意図表明欄で「一時的な出国であり、再入国する予定です」をチェックしてください。

再入国出国記録 EMBARKATION CARD FOR REENTRANT ①			
氏 名 (漢 字) (Name)		氏 名 (Given Names)	
国 籍・地 域 Nationality/Region	生 年 月 日 Date of Birth	Day 日	Month 月 Year 年
主 な 渡 航 先 国 名 Destination	航 空 機 便 名・船 名 Flight/Ship Name	男 女 Male Female	
☐ みなし再入国許可による出国を希望します。 Departure with Special Re-entry Permission. (希望する場合は口にチェックしてください。) (Please check the box.)			
署 名 Signature			

みなし再入国許可で再入国できる期間は出国の日から1年間又は在留期限までのいずれか短い期間です。(特別永住者は出国の日から2年間です。) Special re-entry permission is valid for 1 year from the departure date or until expiry of the period of stay, whichever comes first. この期間を延長することはできません。 This period of validity cannot be extended.

官用欄
Official Use
Only

サンプル

KA7WWW272128571

3. 1 年以内または在留期限が 1 年未満の場合はその期限までに再入国してください。

その他在留資格関連

申請書類の EXCEL 書き方

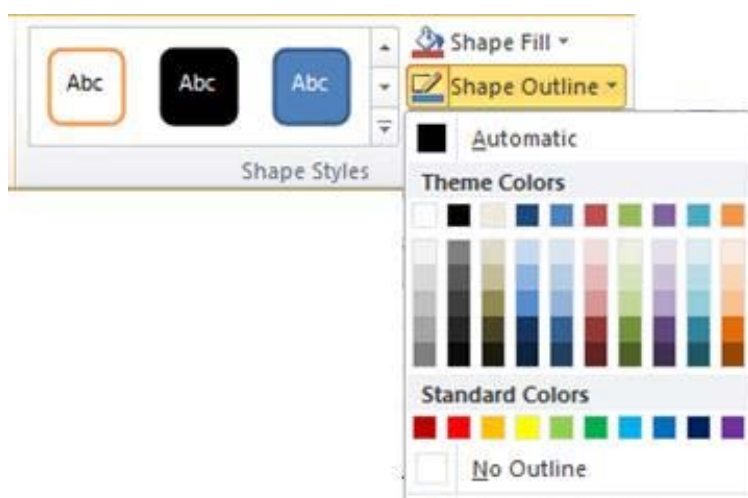
- 在留資格認定証明書の申請、在留期間の延長、または在留資格変更手続きをするには、国際交流センターにエクセルファイルとして申請書を提出する必要があります。
- 申請書には、「有」または「無」の回答が必要な質問がいくつかあります。
- 申請書の「有」または「無」の質問に対する回答は、次の手順で記入してください。

手順

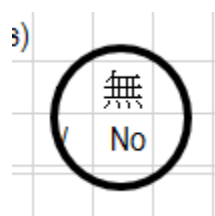
- Excel の「挿入」タブを選択してください。
- 「図」のアイコンを選択します。
- 円のアイコンを選択してください。



- 円を作ります。
- 「図形の塗りつぶし」の「塗りつぶしなし」を選択し、「図形の枠線」に黒を選択します。
- 円の大きさを調整してください。



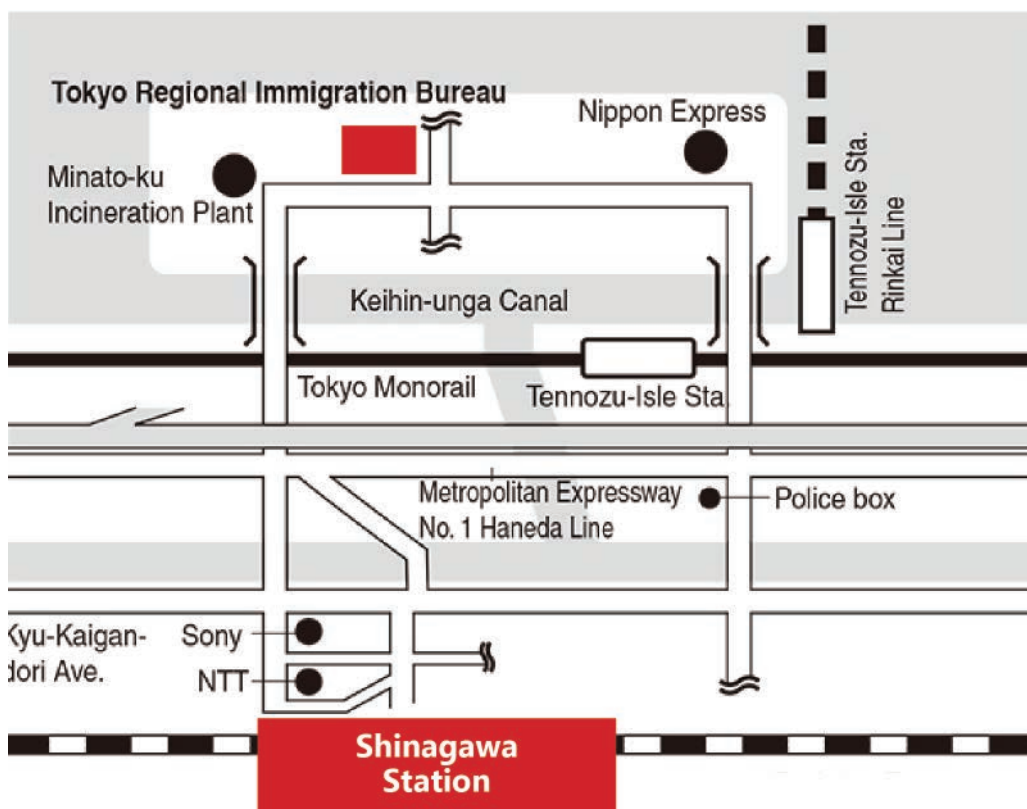
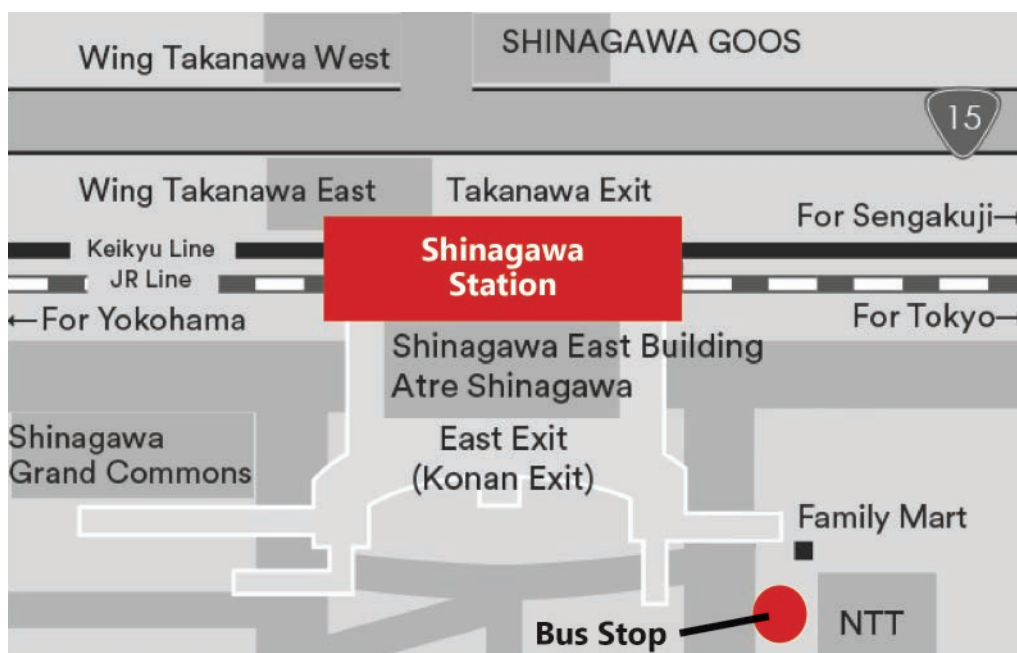
例



出入国在留管理局アクセス

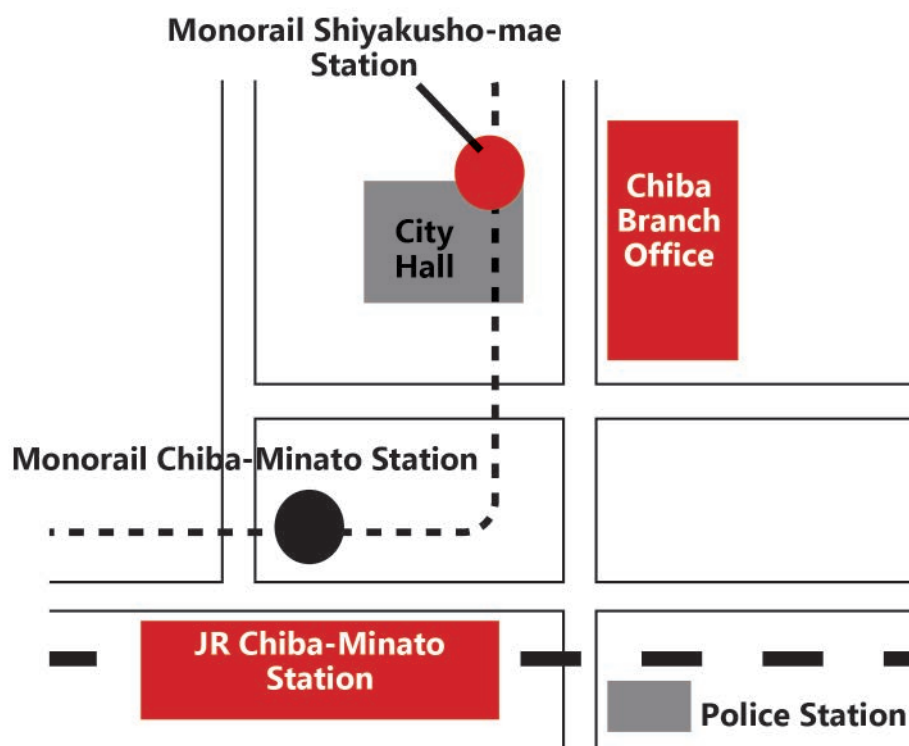
東京出入国在留管理局

- 住所：108-8255 東京都港区港南 5-5-30, [Google Map リンク](#)
- 品川駅港南口から都営バス（品 99）で「東京出入国在留管理局前」下車（5 駅、8 分、¥ 210）
- 窓口受付時間：9 時～ 16 時（土・日曜日、休日を除く）



千葉出張所

- 住所：〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港2-1、[Google Map リンク](#)
- 東京出入国在留管理局 千葉出張所は千葉中央コミュニティセンター1階にあります。
- 千葉新都市モノレール 市役所前駅 徒歩2分
- JR 京葉線 千葉みなと駅 徒歩10分
- 窓口受付時間：9時～15時（土・日曜日、休日を除く）



役所

国民健康保険

- 3ヶ月以上日本に滞在中・長期在留者は国民健康保険（NHI）の加入対象となります。
- NHIの申請は、居住地の通知（変更）手続きを完了した役所で行ってください。
- NHIに加入すると、医療費の負担が3割で済みます（年齢によって異なる）。
- NHIの保険料は、前年度の収入と年齢に応じて変わります。
- 保険料は住民税申告書に基づいて計算されます。そのため、収入がない場合でも、毎年2月には、役所にその旨を報告（特別区民税・都民税申告書）する必要があります。報告しなかった場合、保険料が上がる可能性があるため、住んでいる地域の区役所・市役所に行って、必ず手続きを行ってください。提出する申告書は収入によって変わります。
- NHI利用者は以下の方法で保険料を支払うことができます。
 1. 一部のコンビニや銀行で支払い
 2. 個人の銀行口座から直接引き落とし
- NHIに加入すると、日本で医療サービスを受けるときに提示する国民健康保険証を受け取ります。



- 順天堂大学の正規職員である中・長期在留者は、給与から直接国民健康保険料が引き落とされます。
- 中・長期在留者は、帰国する前に国民健康保険から脱退することを役所に通知してください。
- 帰国の前には、未払いの保険料をすべて支払い、自治体に保険証を返却してください。

加入手順

1. 以下の項目を市役所の国民健康保険部署に提示してください。
 - パスポート
 - 在留カード
 - 国民健康保険の申請書（役所にあります。）
 2. 国民健康保険証を受け取ってください。
- 後日、国民健康保険料通知書が届きます。

あなたの世帯の保険料額 (平成 年 4 月～平成 年 3 月) (円)

保 険 料	算定基礎額	所得割額	人 数	均等割額	保険料額	合 計
基礎分(医療)						
支 援 金 分						
介護納付金分						

今 回 算定基礎額 所得割額 人 数 均等割額 保険料額 合 計

基礎分(医療)						
支 援 金 分						
介護納付金分						

納期別保険料額 (円) *保険料の納期額は、毎月末日です。(各月期分の保険料額は、1ヶ月分の保険料ではありません。)

納付月	7月期分	8月期分	9月期分	10月期分	11月期分	12月期分	1月期分	2月期分	3月期分
前 回									
今 回									

特別徴収分の年金支払期別保険料額 (円)

年金支払期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
前 回						
今 回						

過年度分の納期別保険料額 (円)

納付月			
前 回			
今 回			

※加入人数、加入月の内訳は2枚目をご参照ください。

文京区国民健康保険料通知書

あなたの世帯の保険料を下記のとおり決定(変更)しましたので通知します。

平成 年 月 日

文京区長 公印

通知書番号

この通知は平成 年 月 日 現在のものです。

通知書送付理由

文京区国民年金課 電話 03-3812-7111(代表) 内線2633～2636

国民年金

- 日本に3ヶ月以上滞在し、20歳を超える中・長期在留者は、住所の(変更)届出(変更)手続きの完了後、**国民年金**に加入しなければなりません。
- 国民年金に加入すると、青色の年金手帳が役所に登録した住所に送付されます。



- 国民年金に加入した人は毎月年金を支払わなければなりません。毎月の支払いは、その人が前年に受け取った収入に基づいて計算されます。
- 国民年金の手続きは、今住んでいる地域の役所の国民年金窓口で行うことができます。
- 国民年金の加入状況について、役所で確認してください。

支払い免除

- 留学生や収入のない研究者は支払い免除の対象となる場合があります。
 - 留学生は学生用の学生免除特例制度を申請してください。
 - 外国人研究者は、国民年金保険料免除制度を申請してください。
- 役所は下記の期間の免除申請を受け付けています。
 - 2年1ヶ月前の分～翌年6月分まで

- 役所で免除の申請を提出した後、役所は国民年金機構に免除状況を確認します。
- 国民年金機構は区役所からの申請を受理・確認した後、区役所経由で申請者に手続き完了の旨を通知します。

加入手順

- 以下の項目を役所の国民年金部門に提出してください。
 - パスポート
 - 在留カード
 - 個人ナンバー制度（マイナンバーカード）
 - 国民年金の手帳（あれば）
 - 順天堂大学の学生証または在学証明書
 - 対応する申請書、役所で入手可能

一時金払い戻し

- 日本の年金制度に6ヶ月以上加入していた外国人研究者および教員は、日本から帰国する場合、脱退一時金を申請することができます。
- 年金制度から脱退した中・長期在留者が、たとえ日本に戻ったとしても、年金の受給資格期間を保持することはできません。
- 脱退一時金の支給金額は保険料の納付期間の長さによって異なります。

手順

- 最新の手続きについては、[日本年金機構のウェブサイト](#)の脱退一時金の請求手続きを参照してください。説明はいくつかの言語で提供されています。

個人番号（マイナンバー）

- 役所で住民登録をすると、中・長期滞在資格を持つすべての居住者には、[マイナンバー](#)が交付されます。
- 日本政府は、すべての居住者にマイナンバーを付与し、行政手続きなどで通用します。たとえば、国民健康保険、日本の年金、税務手続きには個人番号が必要な場合があります。
- マイナンバーカードは大切に保管してください。
- 2020年5月25日以前に渡日した中長期滞在者は
 - 個人番号の記載された[通知カード](#)を郵送で受け取ります。
 - 2020年5月24日をもって、日本政府は通知カードの発行を終了しました。
 - 通知カードは身分証明書としては使えません。
 - 発行済みの通知カードは記載事項に変更がない限りは有効です。有効期限は今後変更になる可能性があります。

- 通知カードとはこのようなものです：

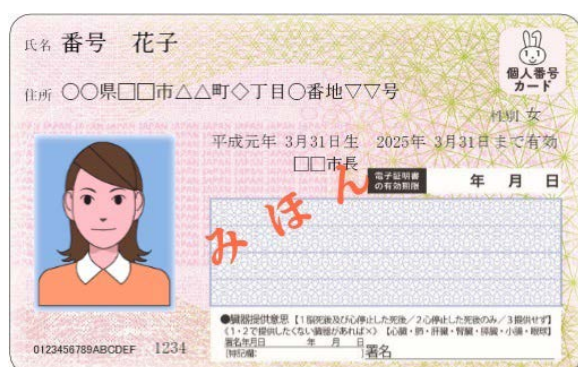


- 2020年5月25日以降に渡日した中長期滞在者は
 - 個人番号の記載された個人番号通知書を郵送で受け取ります。個人番号通知書は個人番号の証明書として有効ではなく、また身分証明書として使うこともできません。
 - 個人番号通知書とはこのようなものです：



- 郵便局は必ず本人に直接通知カードまたは個人番号通知書を渡すことになっています。通知カードまたは個人番号通知書を直接郵便局から受け取ることができなかった場合、役所に返送されてしまいます。この場合、役所に受け取りに行く必要があります。
- 中長期滞在者はマイナンバーカードの発行を役所またはオンラインで申し込むことができます。マイナンバーカードは身分証明書として有効で個人番号の記載もあります。
 - マイナンバーカードに登録された情報は中長期滞在の在留カードに記載されたものと同じでなければなりません。相違がある場合は、役所に問い合わせてください。

- ・ マイナンバーカードには、「名前」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「マイナンバー（個人番号）」が含まれています。
- ・ マイナンバーカードで以下のことができます：
 - ・ オンラインでの確定申告
 - ・ コンビニでの住民票の発行申請
 - ・ 個人番号の証明として
- ・ アルバイトをしている場合は、雇用主に個人番号を開示する必要があります。
- ・ **注意：**
 - ・ マイナンバーカードの有効期限が在留期間の満了日までと設定されています。
 - ・ 在留期間を更新し、新しい在留カードを取得した方は、マイナンバーカードの有効期間の変更（延長）ができます。
 - ・ 新しい在留カードが有効期限までに間に合わない場合、特例でマイナンバーカードの有効期限を2か月間延長することができます。
- ・ 以下は、マイナンバーカードのサンプルです。



マイナンバーカードの再発行

- ・ 通知カードを失くした場合には個人情報の盗難に係るリスクを避けるためにすぐに以下の手続きを行ってください。

手順

- ・ 次へ届出をしてください。
 - ・ マイナンバーカードコールセンター（マイナンバーカードを失くした場合）
 - ・ 警察に遺失届を出して、受理番号を控えて下さい。
 - ・ お住まいの市区町村へ届け出をして、通知カードの再発行の手続きを行ってください。

税金

- ・ 税金は1月1日から12月31日までの間に得た収入に基づいて計算されます。
- ・ 期限までに納税しないと、追加の税金を徴収される場合があります。
- ・ 前年に日本で収入を得なかった中長期在留者も所得の申告をしなければいけません。国民健康保険料は、前年の所得に基づいて計算されるため、所得の申告がされない場合、国民健康保険料が値上がる可能性

があります。

- 以下に記載されている情報に加えて、税金に関してはさまざまな条件があります。中長期在留者は、住所を登録した役所、地方税務署、または[国税庁のウェブサイト](#)で詳細を確認してください。

所得税

- 所得税は国税庁が徴収します。
- 所得税は、翌年の2月16日から3月15日までの間に支払います。
- 日本の多くの従業員は、勤務先で「年末調整」という形で所得税の精算を済ませてしまうので、大抵の場合、確定申告は必要ありません。
- 所得税が給与から徴収されない場合、管轄の税務署に確定申告をしなければなりません。
- 中長期在留者は、確定申告をする必要があるかどうかを雇用主に確認する必要があります。
- 確定申告の記入方法に関する情報は、次の[リンク](#)にあります。
- 複数から給与を受け取っている中長期在留者は、自分で確定申告をしなければいけません。
- 中長期在留者が日本を離れ、日本に住む予定がなくなった場合、次の2つの手続きのうちいずれかを行ってください。
 - 帰国前に所得税・消費税の納税管理人の届出を行ってください。
 - 帰国前に最寄りの税務署に、確定申告書を提出してください。
 - 上記の手順の詳細については、次の[リンク](#)を参照してください。

住民税

- 前年度に日本で収入を得た人は住民税を支払う必要があります。
- 住民税の額は、納税者が住んでいる県や市町村によって異なります。
- 場合によって、雇用主は従業員の給与から住民税を源泉徴収します。
- 住民税が源泉徴収されない場合、納税者は役所から住民税の請求書及び納税通知書を受け取ります。
- 支払いは一括払いで行うことも、複数回に分けて支払うこともできます。
- 支払い方法を変更する場合は、地元の役所に行く必要があります。

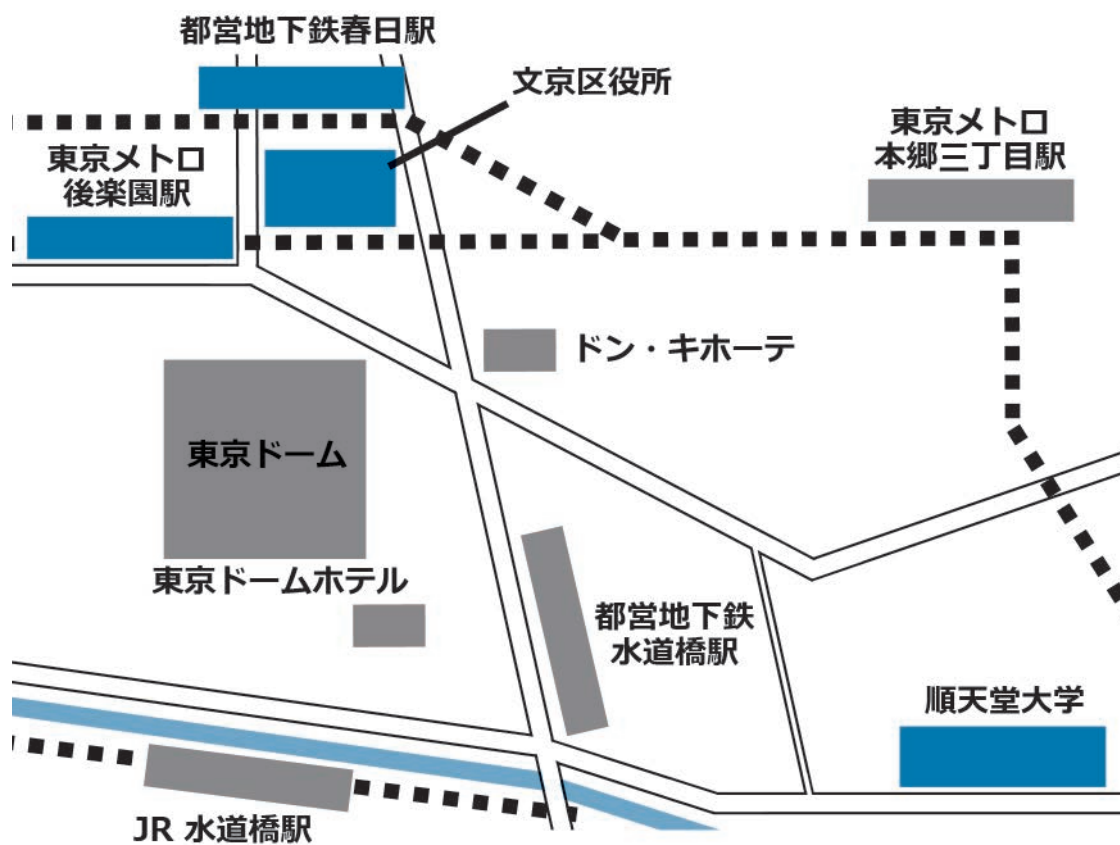
自国の税金

- 中長期滞在者によっては、日本での収入に基づいた税金を自国に支払う必要があります。自国の税務署に問い合わせ必要な手続きを確認してください。

役所アクセス

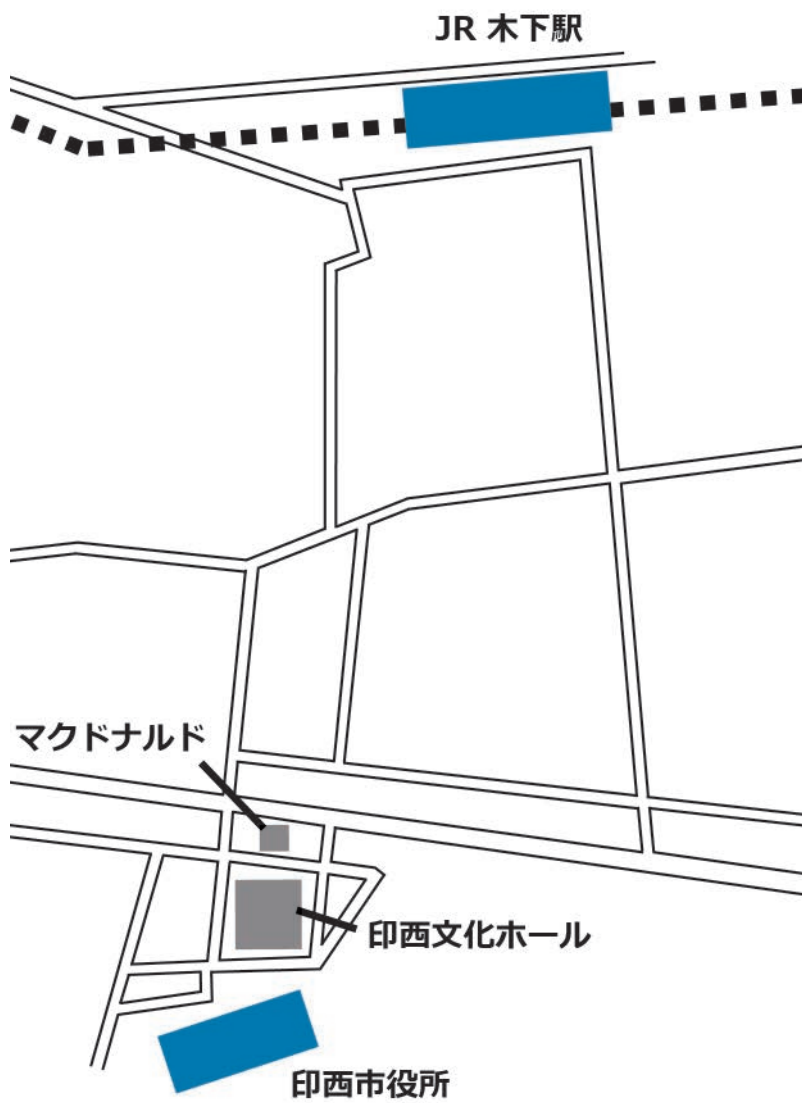
文京区役所

- 住所：〒112-0003 東京都文京区春日1丁目16-21, [Google Map リンク](#)
- 都営地下鉄春日駅（文京シビックセンター連絡口）徒歩1分
- 東京メトロ後樂園駅（4a・5番出口）南北線（5番出口）徒歩1分
- 順天堂大学本郷・お茶の水キャンパス 徒歩17分



印西市役所

- 住所：〒270-1396 千葉県印西市大森2-3-64-2, [Google Map リンク](#)
- JR 木下駅（北口）徒歩 15 分



緊急時

地震と災害に対する安全

- 東京都は、多言語で防災マニュアルを提供しています。
- 文京区役所では災害対策パンフレットを発行しています。
- NHK は、多言語で「Multilingual Emergency Updates」を提供しています。
- 気象庁は、気象、地震、津波、火山の最新情報を提供しています。
- 地震と津波の早期警戒英語アプリ “Saftey Tips”（日本国民観光協会作成）も活用してください。
- 多くの大使館では、登録した人のみに、旅先の安全情報や警告通知を配信しています。メッセージは、重大な気象警報からセキュリティ通知まで多岐にわたります。

緊急事態

- 緊急ダイヤルは 24 時間 365 日かけられます。
- 無料で、公衆電話からでもかけられます。
- 英語も対応可能です。
- 住所がわからないときは、周りにある目印になるものをオペレーターに伝えてください。
- できるだけ落ち着いて何が起きたか状況を伝えましょう。
- 緊急に使う基本的な日本語のフレーズについては、[図](#)を参照してください。

緊急通報手続き

- 以下に記載されている緊急事態に巻き込まれた留学生、研究者、および教員は、できるだけ早く順天堂大学国際交流センター（JUIC、juic@juntendo.ac.jp、03-3813-3795）や、自分の指導教員、所属キャンパスに連絡してください。
- JUIC は緊急を有する事態を解決できるよう努めます。

救急車 / 火災 : ダイヤル 119

- 救急車と消防車を呼ぶときは、119 にかけてください。オペレーターに事態の流れを最初から知らせてください。
- 防火については、[東京消防署の多言語ページ](#)を参照してください。言語は、英語、中国語、韓国語、タイ語、フィリピン語があります。

救急車

- 突然の病気や重傷のため救急車が必要な場合は 119 をダイヤルしてください。
- 以下のことをオペレーターに通知してください。
 - 「救急車が必要」であること
 - 何が起こったか

- 来てほしい場所
- あなたの名前と電話番号
- 救急車が到着する前に、在留カード、パスポート、および健康保険証を用意してください。
- 場所が分かりにくい場合には、他の人に救急車を誘導するよう外で待ってもらってください。

火災

- あなたの周りにいる全員に出火したことを知らせ、119 に電話してください。
- ほとんどの消防署の緊急オペレーターは繋がっている携帯電話から発信者の居場所を追跡することができます。住所がわからない場合は、オペレーターが住所を確認するまで電話を切らないでください。
- 以下のことをオペレーターに通知してください。
 - 火災が発生したこと
 - 何が燃えているのか
 - 火災が発生している場所
 - あなたの名前と電話番号
- 消防署は固定電話からの電話を追跡する機能もあります。
- 火災に巻き込まれた場合は、煙の吸入を防ぎ、逃げている間は身をかがめて、濡れたタオルで口を覆ってください。

交通事故 / 犯罪 : ダイヤル 110

- 交通事故と犯罪でパトカーを呼ぶときに 110 番にダイヤルします。

交通事故

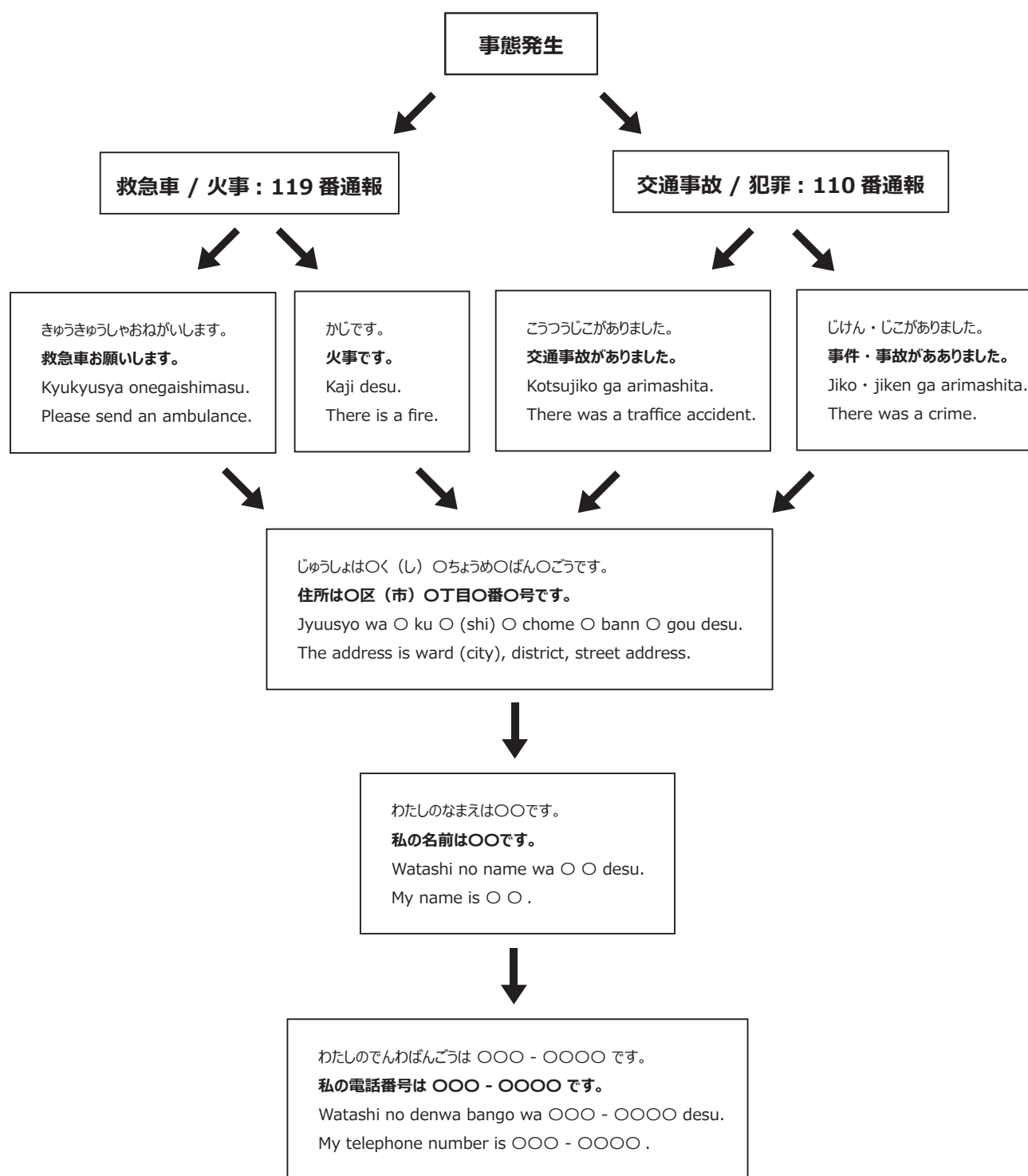
- 交通事故の場合は、交通事故の重軽度に関わらず 110 にダイヤルします。
- 以下のことをオペレーターに通知してください。
 - 何が起こったか
 - いる場所、(あらゆる目印を含む)
 - あなたの名前と電話番号
- 怪我をした人がいる場合は、119 をダイヤルして救急車を呼んでください。
- あなたと事故に巻き込まれた当事者は、警察が到着するまでその場を離れないでください。
- 警察が情報交換のために到着するまで待ってください。
- 警察は交通事故証明書 (こうつうじこしょうめいしょ、交通事故証明書) を発行します。これは保険の申請時に必要な場合があります
- 事故の後に病院に行く必要がある場合は、必ず診断書 (しんだんしょ、診断書) を受け取ってください。

犯罪

- あなたが犯罪の影響を受けた場合、110 にダイヤルしてください。
- 以下のことをオペレーターに通知してください。
 - 何が起こったか
 - 犯罪が発生した場所

- あなたの名前と電話番号
- 財布が盗まれた場合は、必ず銀行に連絡し、財布の中にあったすべてのクレジットカードを利用停止にしてください。

緊急連絡の仕方



大学関係者緊急連絡先

国際交流センター : 03-3813-3795
指導教員 : 連絡先を確認しておきましょう
所属するキャンパス : 連絡先を確認しておきましょう

法律・犯罪

- 日本滞在中、留学生および外国人研究者は日本の法律と大学の学則に従わなければなりません。従わない場合は、刑事罰や退学の対象となる可能性があります。[東京都都民安全推進本部発行の【外国人在留マニュアル】](#)を読んで、日本のマナーやルール、法律について理解してください。
- 不要なトラブルを避けるためにも、下記にある日本の法律を破ったり、罪を犯したり、または巻き込まれたりしないよう注意しましょう。

在留カード

- 中長期滞在者は常に[在留カード](#)を携帯しなければなりません。万が一、警察が中長期滞在者に職務質問をした際に、不携帯だった場合には、罰金を課されることがあります。[紛失した場合](#)は、速やかに警察に紛失届を提出し、さらに紛失した事実が判明した日から14日以内に入国管理局で再交付の手続きを行ってください。

在留資格

- 日本にいる中長期滞在者は[在留資格の規定](#)を守らなければなりません。必要に応じて中長期滞在者は[在留期間の延長](#)を行ったり、在留資格を変更したり、資格外活動許可の申請を行います。在留資格を保持できない場合は強制送還となることがあります。

アルバイト

- 「留学」や「家族滞在」等の在留資格の方は、出入国在留管理庁からの「[資格外活動許可](#)」を受けないと、アルバイト等の報酬を伴う活動ができません。
- 「留学」の在留資格（6カ月以上）を持っている場合、規定の時間内（1週間に28時間以内、長期休みのときは一日について8時間以内（但し1週間に40時間以内））、「家族滞在」、「特定活動（継続就職活動）」の在留資格を持っている場合は、[1週間28時間以内](#)に限り、アルバイトを行うことができます。
- 公序良俗に反する仕事、風俗営業もしくは風俗営業が営まれている店舗では、皿洗いや掃除でも、働くことは一切禁止されています。
- アルバイトの部分に、「詳細については資格外活動許可申請の項目を参照してください。」を入れてはいかがでしょうか。

役所での登録

- 日本にいる中長期滞在者は、居住地域を管轄している役所で[住民登録](#)を行い、[国民健康保険と年金制度](#)に加入しなければなりません。

賃貸物件に同居する場合

- 入居中や賃貸物件契約後に同居人が増える場合は、すぐに大家さんまたは管理会社に連絡をして、[同居の許可](#)を得る必要があります。
- 大家さんまたは管理会社に連絡せずに同居を始めると契約違反となります。

飲酒

- 日本では法律で 20 歳未満の飲酒が禁止されています。
- 未成年者へ飲酒を勧めることも禁止です。
- 急性アルコール中毒になるまで飲んだり、また飲ませたりしてはいけません。
- お酒の席で誰かが意識を失った場合には、速やかに [119 番通報し救急車](#)を呼んでください。

たばこ

- 日本では法律で 20 歳未満の喫煙が禁止されています。
- 指定の喫煙所以外での喫煙、歩きたばこは罰金が課せられる場合があります。

医薬品・違法薬物

- 日本では法律で違法薬物の所持または使用が禁じられています。
- 留学生や外国人研究者の母国では合法に処方される鎮痛剤のような薬であっても、日本では違法なものもあります。
- 合法的な処方薬であったとしても、日本国内に持ち込める容量に制限がある場合があります。
- 日本に薬を持ち込んだり郵送する前に、[厚生労働省のウェブサイト](#)でその薬が日本で合法であるかどうか、どれくらいの量を持ち込めるのかを必ず確認しましょう。

詐欺

- 詐欺に巻き込まれないように注意しましょう。
- 電話の詐欺（振り込め詐欺）が最も一般的ではありますが、その他にもメールでの求人詐欺などの様々な手法があります。次の[リンク](#)を参照し、実例を確認しておきましょう。

自転車

- 日本では、自転車は全て防犯登録（所有者の登録）をしなければなりません。
- 2020 年春からは、東京都で自転車に乗る場合は自転車保険に加入していなければならない決まりとなりました。日本では自転車安全ルールに従う必要があります。
- 自転車規則、保険、安全ルールの詳細については、[自転車の項目](#)を参照してください。

ゴミ

- ゴミ回収規則は各自治体によって異なります。
- 大きな粗大ごみを出す場合は、[有料粗大ごみ処理券](#)を購入する必要があります。

ソーシャルメディア

- SNS は他の人を傷つけたり大学の評判を落とすために使われるべきものではありません。
- 日本には SNS でのストーカー行為に対する法律があります。

ハラスメント

- 各種ハラスメントを受けたと感じた場合は、些細なことであっても遠慮なく国際交流センターにご相談ください。

生活必要情報

生活費・物価

1 カ月の生活費

費用	円
家賃	30,000 - 70,000
水、電気、ガス	8,000 - 12,000
食事	30,000 - 50,000
保険	1,000 - 3,000
交通	5,000 - 12,000
電話	3,000 - 10,000
娯楽	5,000 - 20,000
雑費	5,000 - 20,000
合計	87,000 - 197,000

一般的物価

物	円
米 (5kg)	3,800 ~ 4,500
おにぎり	130 ~ 200
牛乳 (1L)	200 ~ 260
卵 (10 個)	250 ~ 350
レタス	150 ~ 300
コーヒー (1 パック)	400 ~ 700
トイレットペーパー	400 ~ 600
洗剤	400 ~ 700
T シャツ	1,000 ~ 2,000

日用品の買い物ができるお店

- ・ イオン (AEON)
- ・ ドン・キホーテ
- ・ ハナマサ
- ・ OK ストア
- ・ Olympic
- ・ 業務スーパー ハラルフフード
- ・ 100 yen stores:
 - ・ Can Do
 - ・ ダイソー
 - ・ Seria

宿舎

大学寮

- ・ 順天堂大学国際交流センターは、留学生や外国人研究者に対し、空室があれば、[ドミトリー千駄木](#)または[ドミトリー御茶ノ水・聖台](#)をご案内することができます。
- ・ その他の本郷・お茶の水キャンパスの大学寮については、順天堂大学本郷・お茶の水キャンパス人事課へお問い合わせください。

- 基本的に、大学の宿舍の多くはキャンパスの外にあります。

順天堂大学以外の住居について

- 順天堂大学以外の住居オプションに関する詳細は、下記の[リンク](#)をご参照ください。

賃貸物件に同居する場合

- 賃貸物件の契約書には
 - その住居に居住できる人の名前が記載されています。
 - その住居に入居可能な人数が記載されている場合があります。
 - なお、ワンルームなどの単身向け物件では、2人以上の入居が認められないことが多いです。
- 同居を希望する場合は、大家さんまたは管理会社に連絡をして、同居の許可を得る必要があります。
- 同居が許可された場合：
 - 契約書を変更するなどの手続きが必要になる可能性があります。
 - 同居する相手は区町村の役所に転居届などを提出する必要があります。
- 大家さんまたは管理会社に連絡せずに同居を始めると契約違反となり、以下のような可能性があります：
 - 契約を解除され、強制退去になる可能性があります。
 - 契約を解除されなくても、家賃や共益費を増額される可能性があります。
 - 契約者以外が物件内で受けた損害や賠償責任は保険が適用されない可能性があります。

ガイドブック

- 下記のガイドブックを参考にしてください：
 - [国土交通省 部屋探しのガイドブック](#)
 - [国土交通省 「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」\(賃貸人、仲介業者・管理会社の方へ\)](#)
 - [全国宅地建物取引業協会連合会 部屋を借りる人のためのガイドブック](#)

水、電気、およびガス

- 日本の住宅の多くは家賃に公共料金が含まれていません。
- 居住者は水・電気・ガス会社に個別に連絡を取り、水・電気・ガスが使えるよう手配する必要があります。

支払い手順

1. 一部のコンビニエンスストア、銀行、および ATM で公共料金を支払えます。
次のページは請求書の見本です。

2. 銀行口座から直接引き落とされるように手続きすることもできます。

水道

- **東京都水道局**は、首都圏の水道事業者です。
- 水道代と下水道代が2ヶ月に1回請求されます。
- 使用開始登録は、水道局の**水道局お客さまセンター**のページから申し込みできます。言語は日本語のみです。

電気

- **東京電力**は、関東地方の電力会社です。
- 電気代は毎月1回請求されます。
- 電気がショートした場合や電気を使いすぎると、**電流遮断器（ブレーカー）**が発動し、自動的にスイッチがOFFになり、電力供給が遮断されます。また使用していた電化製品が止まります。ブレーカーのスイッチをONにすると、リセットされます。
- 使用開始登録は東京電力の**ページ**から登録できます。
- 電源の電圧とプラグの形状は国によって異なります。日本の電化製品は大抵AC100Vに対応、50 - 60 ヘルツに対応します。国によっては来日前に電源変換アダプタを用意する必要があります。
 - 電源変換アダプタ：B3（マレーシア / エジプト / シンガポール）、BF（英国 / アルゼンチン / タイ）、C（イタリア / スイス / スペイン）、CB（ブラジル）、SE（フランス / ドイツ / スウェーデン）、0（オーストラリア / フィリピン）、02（中国）：
 - [Amazon](#)
 - ヨドバシカメラ：[オンラインストア](#)、[ヨドバシカメラ マルチメディア Akiba](#)（秋葉原）
[Google Map Link](#)

ガス

- **東京ガス**は東京のガス会社です。
- ガス代は毎月1回請求されます。
- 日本には2種類のガスがあります。

1. 都市ガス

2. LP ガス、プロパンガス

- 使用開始登録は東京ガスの[ページ](#)から登録できます。

銀行口座、ATM、およびクレジットカード

銀行口座

- 多くの銀行の営業時間は、9：00 ～ 15：00 です。
- 日本で銀行口座を開設したい中・長期在留者は、口座開設の6ヶ月前に日本に住んでいる必要がある場合もあります。
- ゆうちょ銀行では、口座開設の6ヶ月前に日本に住んでいる必要はありません。
- 口座名義人は、公共料金などの毎月の支払いを口座から直接引き落とされるように設定することができます。
- 小切手用の口座は日本では利用できません。
- 多くの日本の銀行は通帳を発行しています。



- 自分の通帳、キャッシュカード、および暗証番号は大切に管理してください。
- 自分の通帳またはキャッシュカードを紛失した場合は、直ちに銀行に連絡してください。

ゆうちょ銀行

- [ゆうちょ銀行](#)は、[日本郵便](#)の一部です。
- ゆうちょ銀行は平日9：00 ～ 16：00 まで営業しています。
- 在留カードを取得し、役所に住所の（変更）届出を提出した後、ゆうちょ銀行の口座を開設することができます。
- 順天堂大学病院およびキャンパス近くのゆうちょ銀行の一覧はゆうちょ銀行のウェブサイトをご覧ください。

ゆうちょ銀行の口座の開設方法

1. ゆうちょ銀行に行く前に[ネットにある申込書](#)を記入して印刷してください。
2. ゆうちょ銀行で口座開設手続きをするためには事前に予約する必要があります。
3. ゆうちょ銀行に行く際、以下のものをご持参ください。
 - パスポート
 - 在留カード
 - 印鑑（持っていないければ署名でも認められます）

- 印刷された申込書
- 3. ゆうちょ銀行で口座を開設すると、最初に通帳を受け取ります。
- 4. ATM マシンに通帳を差し込むと、自分の口座からお金を引き出すことができます。
- 5. 口座開設から 2 週間後にキャッシュカードが送付されます。

クレジットカード

- 日本のクレジットカードを作る場合は、申請前に申請できる条件に当てはまっているのか確認してください。
- 申請後、クレジット会社の審査があり、1 か月以上かかる可能性があります。
- 申請をしても審査が通らないことがあります。
- 来日後にクレジットカードを取得できない場合があるため、クレジットカードを必要とする（ネットショッピングなどの）アカウントの開設や支払ができるように、中・長期在留者は来日する前に自分のクレジットカードが利用可能であるか確認してください。
- ゆうちょ銀行とセブン - イレブン（コンビニ）の ATM には、Visa、Mastercard、American Express、Diners Club、Discover、JCB、および中国銀聯のクレジットカードとデビットカードが使えます。

海外からの送金

- [ゆうちょ銀行](#) - ゆうちょ銀行に口座があれば、総合口座または郵便振替で海外送金を受け取ることができます。
- [PayPal](#) - PayPal アカウントがあれば、先方の PayPal アカウントに海外送金ができます。

電話

- 日本で電話番号を取得する前に、以下のことを完了する必要があります。
 - 住所の（変更）届出を役所に提出する。
 - 利用可能なクレジットカードを手に入れる。
 - 日本に到着したばかりの中長期在留者は、毎月の請求書の支払いに使用するクレジットカードを自国から持ってくる必要があります。多くの場合、中長期在留者は日本に到着後、すぐにクレジットカードを取得できません。場合によっては、中長期在留者は到着後 6 か月までクレジットカードを取得できないことがあります。
- 自国から携帯電話を持ってきて日本で SIM カードを購入する場合、SIM カードのみでも購入できます。
- 多くの通信会社は、3 種類の SIM カードを提供しています。
 - データ通信用の SIM
 - SMS 機能付き SIM
 - 音声通話機能付き SIM。
- 個々の価格は、プロバイダー、利用時間、データプラン、およびその他のオプションによって異なります。

- 国際電話をかけたい場合は、[Skype](#) などを利用するとよいかもしれません。

郵便

- [郵便局](#)は通常月曜日から金曜日の 9:00 から 17:00 の間に営業しています。それぞれの支店の詳しい時間については日本郵便に確認してください。
- 日本郵便は、ウェブサイトで英語、中国語、韓国語で留学生のための[便利ページ](#)を提供しています。

郵便局の語彙と記号

- 〒：郵便マーク
- 都道府県：4 種類の日本の広域行政区画
- 市区町村：4 種類の日本の自治体
- 速達：一般郵便より早く届く制度
- 特定記録：申し込みをした時間と届いた時間（送達過程）を記録してくれる配送方法
- 簡易書留：送達過程の記録と保険が付いた配送方法。最大 50,000 円までの損害が賠償されます。
- 一般書留：送達過程の記録と保険が付いた配送方法。手紙が配達されない場合には実損額が払い戻されます。
- 現金書留：郵便でお金を送る方法
- 親展：宛名に書かれた人のみが開封するラベル

日本のメールボックス（ポスト）

- 日本のメールボックスには 2 つの窓があります。
 - 手紙とはがきのラベルが付いた左側の投函口は、手紙とポストカード用です。
 - 右側の大きなラベルの投函口は、大きな手紙、速達郵便、電子メール、国際郵便使用です。



配達通知

- 日本の配達サービスは、大きすぎて郵便受けに入らない荷物は直接受取人に配達します。
- 荷物を受け取る人がいない場合、配達サービスは、荷物の再配達の依頼方法に関する情報を添

えて配達通知を残します。（下記の例：JP POST）

The image shows two sample forms for JP POST delivery notification. The left form is a '24-hour automatic reception phone' form with a large red box around the phone number 0800-0800-888. The right form is a 'web or fax reception' form with various checkboxes and input fields for delivery time and location.

- 再配送の追加料金はかかりません。
- 配送サービス通知には通知期限がある場合があります。

手順

1. 配達サービスに連絡し、荷物を受け取れる時間を指定する。
2. 配達サービスが小包を再配達するときにその場にいる。

引っ越し後の郵便物転送

- 日本郵便は、引っ越したときに 1 年間前の住所から新しい住所に郵便物を転送できるようにするサービスがあります。
- このサービスの利用に興味がある人は、引っ越しの前後に登録することができます。

手順

1. 登録するには、日本郵便局または日本郵便の e 転居ページにある日本郵便の住所変更届出書（転居届）に記入してください。

交通

定期券

- 電車やバスを利用する方は、通勤者パス（定期券）を購入できます。
- 定期券には 2 種類あります。
 1. 通勤定期券

2. 通学定期券

- 順天堂の学部生・大学院生は通学定期券を購入することができます。
- 外国人研究生や研究者は割引の対象になりません。
- 学生割引は有人チケット窓口で申し込んだときのみ、適応されます。
- 定期券の利用期間は 1, 3, 6 か月から選べます。
- 期間が長ければ、割引も大きくなります。
- 定期券を紛失した場合は、発行した鉄道会社に 14 日以内に紛失を報告すると、定期券を再発行することができます。ただし定期券は、紛失を報告した日には再発行されません。

購入手順

- 定期券は「定期券」と書かれた指定券売機から購入してください。これらの券売機には英語オプションがあります。学生割引の定期券を受け取るためには、窓口に行き、以下のものを提示してください。
 - 定期券の申請書（窓口付近で入手できます）
 - 学生証
- 定期券を紛失した場合は、カードを発行した鉄道会社の窓口に行き、以下のものを提示して、定期券を再発行出来ます。
 - 定期券紛失申請書（窓口付近で入手できます）
 - パスポートまたは在留カード
 - 1,000 円（デポジットは 500 円、再発行手数料は 500 円）

長距離割引

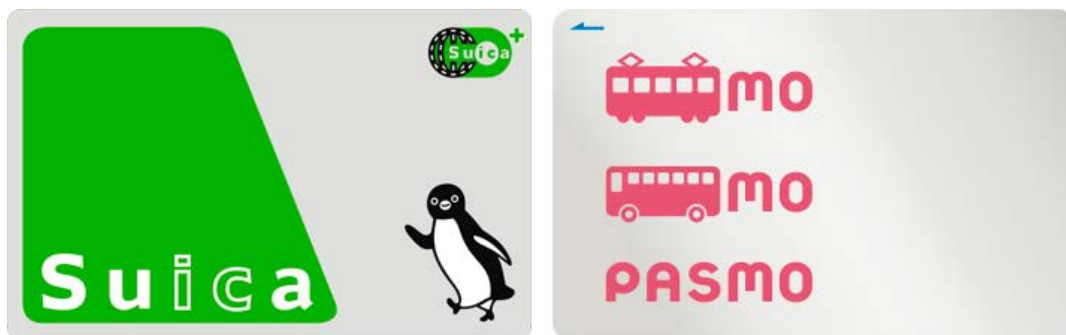
- 順天堂大学の学部生および大学院生は、JR の利用区間が片道 101 キロ以上の場合、学生割引証明書（学割証）を提示すると、20%の割引を受けることができます。
- 他の鉄道会社でも学生割引を受け付けている場合がありますので、直接確認してください。

手順

1. 学生課に行き、学割証申請書（学割証交付願）を受け取ります。
2. 記入済みの学生割引証明書申請書を学生課に提出します。
3. 学生課は学生割引証明書を発行します。
4. 学生証、学生割引証明書を鉄道会社の窓口で提示します。
5. チケットを購入します。

スイカ / パスモ (SUICA/PASMO)

- スイカやパスモは交通機関の IC カードです。乗る都度に切符を買わなくても、お金をチャージすれば、どの公共交通機関でも乗車できます。



- Suica や PASMO のほかに、Kitaca、TOICA、PiTaPa、ICOCA、Hayakaken、nimoca、SUGOCA など 10 種類の交通 IC カードが日本全国で使え、大手鉄道会社の交通手段ならどれでも利用可能です。
- スイカやパスモは関東圏内で発行される IC カードです。
- この 10 種類の国内交通 IC カードは全国相互利用可能であり、1 枚の IC カードで日本の輸送会社ほとんどすべてに利用が可能です。
- IC 定期券はその定期券を発行した鉄道会社でしか取扱いできない場合があります。
- 定期券を紛失した場合は再発行できますので、定期券の購入手続きを参照してください。
- Suica および PASMO カードには、500 円の初回デポジットが必要です。
- Suica および PASMO カードは、指定された店舗および自動販売機での購入にも使用できます。

手順

- Suica および PASMO カードを受け取るには、鉄道の切符売り場または券売機に行きます。
- Suica および PASMO カードの初回デポジットを受け取るには、カードを鉄道駅の窓口に返却します。

自転車

- 日本では自転車を購入したり譲り受けたとき、必ず防犯登録（所有者の登録）をする必要があります。
- 登録には 500 円かかり、身分証明が必要です。
 - 日本で自転車を購入する人は、購入した店で自転車を登録してください。
 - 誰かから自転車を受け取った人は、自分の名前で自転車を登録する必要があります。登録は自転車店でできます。
- 東京都では、2020 年 4 月から自転車に乗る人に「自転車保険」の加入が義務付けられています。自転車保険は自動車保険と同様のもので、自転車利用中に起こった事故で、他人を死傷させてしまった場合の損害を賠償できる保険です。補償範囲は保険の種類によって異なります。
- 自転車に乗っている間、次の規則を守らなければなりません。

- ・ 歩行者に優先。
- ・ 信号に従う。
- ・ 夜に自転車に乗るときは、ヘッドライトを使用する。
- ・ アルコール飲酒後に乗らない。
- ・ 自転車に乗るときは傘を使わない。
- ・ 自転車に乗るときはヘッドフォンを使用しない。
- ・ 自転車に乗るときは携帯電話を使用しない。
- ・ 別の自転車と並行して自転車に乗らない。
- ・ 自転車は車道が原則。歩道を通行する場合は歩行者優先で車道寄りを歩行。
- ・ 道路の左側を走行する。
- ・ 指定された場所に自転車を駐車する。
- ・ 二人乗りをしない。
- ・ 子供はヘルメットを着用

ゴミの出し方と掃除

- ・ 日本のゴミ出し方は非常に厳格です。
- ・ 中・長期在留者は、自治体のゴミの出し方を確認し、ゴミを捨てる時の手順に従ってください。
- ・ 次の[リンク](#)より文京区のごみ分別方法について詳細を確認できます。
- ・ 粗大ゴミを出すには、回収日時を指定し、購入した粗大ゴミ処理券を廃棄する物に張り付けておく必要があります。回収日時の指定と廃棄費用については[粗大ゴミ受付インターネット窓口のウェブサイト](#)を確認してください。
- ・ 一部の自治体では、家具など大きなゴミ（粗大ゴミ）にはチケットを購入する必要があります。
- ・ 粗大ゴミ処理券はコンビニで購入して廃棄物に貼ってください。
- ・ 粗大ゴミ処理券とはこのようなものです：



- ・ 順天堂大学の寮に住んでいる人は、寮のゴミの出し方に関する詳細について寮の管理人に確認してください。
- ・ また順天堂大学の寮に住んでいる人は、退寮前に部屋を掃除してください。

生活補足情報

天候

- 天気予報は以下のリンクで確認してください。
 - [気象庁](#)
 - [The Weather Channel](#)
- 季節による気候の予想は次の[リンク](#)で確認してください。

カルチャーショック

- カルチャーショックとは、自分が生まれ育った環境とは異なる環境で生活する際に、その習慣や考え方、生活様式にとまどいや驚きを感じ、文化の違いに敏感に反応してしまうことです。日本のカルチャーショックは独特な経験になるでしょう。はじめは目新しいものに魅力を感じるハネムーン期を経験します。次第に慣れてくるとエアコンのない夏の満員電車に似ていて、窮屈で、ストレスがあり、不快であるかのように感じ始め、ここにいたくないと思い始めるかもしれません。またさらに時間が経つと、徐々に周りの事柄についてより良い理解を深め、そして状況をどのように乗り切るかについて考えられるようになるでしょう。
- 以下はカルチャーショックの各段階を分類したものです。
 1. ハネムーン期
 - ラーメンを食べたり、無料のティッシュをもらったり、全てが清潔であることに気づいたり、毎日起こるすべてのことが楽しいです。それ以上にもっとやりたいことが出て、日本が最高の場所かのように思います。
 2. 拒否期
 - 数ヶ月後、日本の目新しさは消え始めます。奇妙な広告を目にしても、依然としておかしく見えるし、またその広告を翻訳するのに 15 分くらいかけても、意味の背後にある文化的背景を理解し得ないかもしれません。そして日本の一員になることがどれほど難しいかを実感します。以前は精力的だった足取りも日本のビジネスパーソンのようなただ家に帰りただけの足取りになっているかもしれません。
 - そして時々どうしようもなく自分の国に帰りたと思うでしょう。しかし心配しないでください。これはごく自然なことなのです。
 - 度合いが違って、全ての人がこの感情を持ちますし、またおそらく前に違う場面で同じように感じた経験があるのではないのでしょうか。
 - この期間に注意すべきいくつかの点があります。
 - A. 健康面：この感情を自分の身体に影響させないようにしてください。言うのは簡単なのですが、バランスの良い食事と十分な睡眠をとり、適度な運動をして時折りラッ

クスすることが改善の道につながります。

B. 捉え方：

I. 新しい環境は良い経験も悪い経験ももたらします。ハネムーン期を過ぎた後、悪い経験がより多く押し寄せてくるかもしれません。このとき大切なのは、悪い経験を前向きに捉えることです。何度も悪い経験を踏むことで多くのことを学ぶでしょう。もし困難に直面したら前向きな姿勢で困難に立ち向かうと、より良い解決策が見つかるでしょう。

II. 母国と日本を比べる

日本のやり方は母国とのやり方と異なることがあります。母国のやり方を忘れてはいけませんが、日本での物事の進め方には広い心で受け入れてください。出会う人全員に日本と母国での違いを話すことは、良い解決策ではない場合もあります。

C. 人間関係：もし配偶者と一緒に日本に来たとしたら、または配偶者と離れて暮らすとしたら、あなたの置かれた境遇があなたの配偶者にどれだけの影響を与えているのかを必ず考えてください。あなたのごく身近な人々もあなたと同じようにそれぞれ日々の生活を送っており、その人々はあなたのサポートを必要としているかもしれません。また（その人々の幸せがあなたに影響を与えているように）あなたの幸せもその人々に同じように影響を与えているかもしれないのです。

- もし自分自身では解決できない問題を経験したり、それらの問題に圧倒されてしまっても、それは自然な感情です。その際はいつでも健康管理室か国際交流センターに連絡してください。解決策が突然見つかることはまれであり、解決策が見つかるまで時間がかかります。必要に応じて支援を求めてください。

3. 順応期

- さて次ですが、あなたは課題に直面します。この課題は決して解決できないかもしれませんが、例え解決しても何も得ることはないかもしれません。しかしあなたが日本にいる限り、これは切り抜ける必要があることなのです。ではどのように順応すればよいのでしょうか。その答えはもうすでに見ついているかもしれません。順応のためのいくつかの方法を以下に紹介します。

A 健康、物事に対する姿勢、人と人との結びつきは、環境に順応するための精神状態にあなた自身を持っていくことに繋がります。

B 気持ちを整えるもの

I. グループ：あなたと同じ興味（スポーツ、趣味、精神活動など）を分け合える日本人や外国人が集まる場所に出ることで、故郷にいた頃の自分自身を保ちつつ、新しい関係を作ることができるでしょう。

II. 母国からの家族や友人：たとえ家が遠く、家に帰ることができなくても、母国の家族や友人との繋がりを維持することで、順応に役立つ場合があります。

III. 母国の食べ物：たとえ毎日食べる寿司が夢のようなものであっても、また、おにぎりがすぐお腹いっぱいになるのにとっても良いものであったとしても、おそらく母国の料理を恋しく思うはずです。母国の料理を売るレストランやスーパー

マーケットをインターネットで検索することが、母国が恋しいという感情を和らげるのに役立つこととなるでしょう。

C 日本語を学んで、日本を理解しましょう。

- I. 日本語：日本語を学ぶことはほとんどの人々にとって非常に困難なことです。数千もの文字の組み合わせと複雑な文法によって日本語はとても難しくなり、あなたは逃げて一息つくこともできません。
- II. 日本の価値観とルール：日本人がある特定の価値観やルールを持つ理由やこれらの背後にある文化的背景を理解することがあなたの行動を意味あるものとするのに役立ちます。
 - あなたが日本の文化と社会を理解し始めれば、そのことが少なくとも言語の習得に必要な背景をあなたに与えることとなります。日本人が挨拶や形式を重んじることを理解すれば、様々な状況に応じた挨拶の仕方についてあなたは興味を持つことでしょう。
 - あなたが日本人のようになろうとしている最中であろうと、もしくは日本で国際人となる完璧な方法を見つけようとしている最中であろうと、順応することは日本を楽しむ秘訣となります。例えば日本の国土の73%は山なので環境を守るために日本人はゴミを分別することなど、人々がなぜそうするかを理解し始めると、物事がその成り立ちを明らかにする理由と方法を理解するのに以前持っていた疑問が役立つことでしょう。おそらくこれから電話で話をしながら何気なくお辞儀をするなど日本人のしぐさを使い始めることでしょう。何でも可能なのです。
 - あなたが母国に帰った後で、何気ないことが懐かしく思えて日本に戻って来きたくなることと思います。

日本での生活に慣れるために

- 下記は留学生から「日本での生活に慣れる」ためのアドバイスです。

全般的なこと

- In every new situation or environment, be watchful and attentive to the details, you will learn a lot just by observing.
- 勉強する時間とアルバイトのバランスを注意しなければなりません。日本に来る目標を心に刻んだ方がいいです。
- One polite reminder for future students, I saw many foreign people (students, researchers, tourists) who visit Japan short term or long term who had trouble with adjusting to daily life, food and social environment. However, they had some things in common according to my observations. They had prejudice and antipathy towards the things that are new or different to them. Japanese people definitely understand and respect that it is alright to have different opinions, beliefs or ways of doing things. Even if there are things you are unfamiliar with; before building your opinion on anything, please try to understand the people and the logic behind the

subjects and of course be respectful even if you do not understand or do not agree.

- 海外に来て、同じ国の人と一緒にいたがることは理解できますが、そうすると留学の意味がなくなります。できるだけ地元の人と一緒に交流したほうがいいと思います。
- Learn to cook, especially if you are a Muslim living in Japan.
- 奨学金をいただいたらただお金のことではなく、財団から私たちに深い信頼もあります。お互いに大事に持つ、積極的に財団のイベントに参加してください。もらった後の言動は申請する時の話と一致すべきです。
- Make friends, whoever and wherever you can, you will need them.

日本語・日本文化

- First of all, it's the language that comes first when we have to adjust ourselves in any place. So my advice to those students willing to study and come in Japan is to learn some basic Japanese from the home country before coming to Japan, I believe it will be very helpful from the day we arrive and to adjust life in Japan.
- To live and study in a foreign country means adapting to that country's culture and lifestyle.
- まずうまくコミュニケーションをすること。そのために英語ではなく日本語はどうしても必要です。日本の文化を理解することも必要です。
- Master the Japanese language will greatly improve your personal relationships, academic achievement and daily life in Japan.
- 日本語は大切。
- Learn Japanese culture and customs before coming to Japan.
- 外国人として、日本語がそんなにうまくないと思いますが、遠慮なくて日本語を使って下さい。私たちは外国人なので、日本語をちょっと間違っても、先生たちが怒らなく、教えてくれると思います。
- Japanese culture was always a part of my life even before I came to Japan. Therefore, I think I adjusted right away. For those who wish to come Japan. I suggest them to learn about culture and traditions before coming to Japan. However, I strongly warn them not to follow random, unspecified information lurking on the internet. Interviews, journals, documentaries or news that present cultural events that take place are better and accurate sources of information.
- First of all, you should learn Japanese language and Japanese culture in order to facilitate your life in this country.
- 大事なことは母国で最低 (JLPT N3 合格) 中級レベルぐらいは勉強して来る必要があるかなと私的には思います。なぜならば、先輩とか上司とかに何かを言われたときとか何か頼まれたときに、良くわからないですけど、怖くて もう一度聞かずに、自分が思ったままやってしまうので、余計なことが生じてしまうのです。もちろん 外国人だから 母語話者の話を 100% 理解することは難しいですが、何言われても「いつも」、「はい、はい」ばかりではなくて、お話しの内容を大体理解できて、分からないところを聞くようにしないといけいないということを今後の留学生達にアドバイスしたいと思います。ちなみに、私も現在 JLPT N2 持ってますけど、これからもどんどん頑張らないといけいないのです。
- Learn Japanese language, as quickly and as much as possible. Never argue with anyone, and

don't have any strong opposing opinion, if you have anything contradicting to say, use the word "Maybe".

- 日本がメールで通信する方法に適応する必要があると思います。初めて教授と連絡を取る時も、研究室のメンバー間の情報共有、コミュニケーションも、ほとんどがメールで行っています。だから、メールの正しい書き方はとても重要だと思います。

ラボ・講座環境

- Each laboratory has their own unique rules and norm. Make sure that we understand these things and try as much as we can to follow all those rules and norms. Never feel hesitate to ask something that we don't know especially to our lab-mate or supervisor.
- 研究室の活動を積極的に参加し、要するに誰でも簡単に話して見ます。
- We should have to notice the emails from the Department and Graduate School office regularly. We may have to submit a report after taking some lectures, or sometimes they announce the seminar and learning opportunity when it's important.
- Please keep in touch with other faculty members and colleagues of the same department and laboratory. It is good to participate in their activities and events since it will help you very much to fasten your language skill and social skill.
- Be proactive and do not hesitate to ask for help if you need. Finally, if you are invited for some extracurricular activity, accept it.
- 他人との約束とすべての締切日を守ることが大切です。指導教員や先輩を尊重し、意見が異なっても適切な表現を選ぶことも大切です。研究室の生活や研究の雰囲気になんとか慣れるためには、日本語のレベルを上げることが非常に重要です。自分の研究に集中し、研究能力を向上させるために一生懸命勉強してください。
- Try to understand the different criteria and behaviors. Try to follow the rules in your school and lab. Keep good relationship with your classmate and group members. Share your time, experience with your friends and lab members. Do not to be alone.
- Regarding to laboratory work, you should arrange effectively your schedule and respect the time. If there are any question, it should be better to ask your supervisor or your department members without hesitation.
- Always show you are a hard-working, honest and sociable person where you study and live.
- ルールを守ること。郷に入っては郷に従え。先生の指示通り、または規則を守って行動することは大事です。そして人に迷惑をかけることは絶対してはいけません。
- According to my experiences until now; every teacher, staff and student in Juntendo University is friendly. Also up until now, people I met outside of Juntendo University environment were also polite and helpful. Although I did not have trouble at all; one advice I can give for sure is; communication is the key. And Japanese people are real listeners for sure. If you have trouble, any trouble about daily life, studies, financial etc. talk to your supervisor, teachers or seniors. It will definitely turn out to be alright.
- Get to know the lab rules. Not every lab has the same rules, and most often these rules are not written anywhere, one has to figure them out. Leave only after your supervisor leaves, that's

an unwritten rule in Japan. Feel free to ask about cultures and norm to seniors, but in case of questions regarding your experiments, try to find answers through google or literature first, before asking the seniors.

メンタルヘルス

- 下記は留学生から「心の健康を保つためにしていること」についてのアドバイスです。

積極的に交流すること、経験を共有すること、アドバイスを求めること

- Living abroad is not always easy. To maintain mental and social well-being, I keep in touch with my friends in Japan and usually meet at least once a month. I also participate in some social activities of people from same country. I join a language exchange program once a week. Since the social support from family is important for the international students, I always have a phone call with my family and sharing some problems if I want to.
- 1 番の問題は寂しさだと思っておりますので、周りの日本の方とよく話すこと。たまに、言いにくい部分もちろんありますが、同じ国から来た先輩に言ってみれば、相手はきっと昔、同じ悩みを持ったかもしれないので、きちんと話を聞いてくれるし、改善策も考えてくれるはずです。また、話しかけやすい日本人の友だちに言ってみれば、相手は自分の悩みや戸惑いを熱心に解決してくれると思います。
- Having a lot of friends is helpful, especially international students having the same language or similar issues, talking to them helps a lot. Talking to family every day is kind of a must.
- 問題があれば友達とちゃんと相談します。自分で無理しないでください。
- Keep a good relationship with your lab members. And keep in touch with your family. Try to join the group activities.
- 両親と電話する、同じ国の人と一緒に遊びに行く。
- As you will work mostly in your office or your lab, try to make a strong bonding with your lab mate. Even if you have language barrier, if you follow all the office of lab norm, there will be no problem. Know any written of unwritten rules in your lab. And do not hesitate to ask a question to your lab mate of your senior for something you don't really understand. Loneliness is a big enemy of foreign student. Make friends as much as you can with either Japanese or foreign student at your neighborhood or any place you know. It's also good to build a connection with a person from your home country. Gather together and share your problem. Maybe you can get a good insight or at least you will feel relieve just by sharing your daily life problem. If you have any obstacle regarding to your research, go consult with your supervisor. Don't be silent and don't be shy, because if you get lost to long or making a wrong things without any correction, probably it will be difficult to get back to the right track.
- 生活でも、勉強でも、なんか問題があれば、友だちや先生たちに相談した方がいいだと思います。一人で海外に留学することは大変ですが、寂しい時と苦しい時もあるって、そして、そばに支える人がいるから、きが晴れるはずだと思います。
- Keep in touch with friends/family.

- Only time that I felt depressed since I came to Japan was, the time of State of Emergency due to new corona virus. I could not go to the University, I could not go outside etc. Then again, communication was the key. My supervisor and members of laboratory asked me how I am doing regularly. We talked through phone or video calls which was quite helpful.

趣味

- Reserve some time for your hobbies on your schedule (like reading a book, take care of a plant, enjoy music or movies).
- I have a hobby of gardening and it helps me relaxed in some ways. I love to stay quiet with nature.
- 好きな音楽を聞く 自国のドラマを見る
- Japanese culture is very rich, so it is possible to experience a lot of delicious food or enjoyable events. There are many arts you can try and continue practicing. For example, I had always practiced origami, during the time of State of Emergency, it was fun to try it with too many different types of origami paper (origami paper is very hard to find in my country). This is just an example, but if you search, I am sure you will find something that is enjoyable for you or suits you for sure. If you are lost about where to start; you can always ask your supervisor or seniors from University for advice. That way you can have the chance to experience their hobbies together.

健康、運動、旅行

- Practice physical activities regularly.
- 時間があるときに日帰り旅行に出かけます。
- I think physiological health affects mental health; therefore, taking care of your body is important. Eat well, sleep well and include physical activity to your life.
- 私は朝食を毎日食べるようにしています。できるだけ夜更かしせずに、睡眠時間を 7 時～ 8 時間ぐらい取っています。週 1～2 回、家の近くにある公園の周りを大体 30 分ぐらいジョーキングしています。
- I usually do morning walk nearby place which not only helps to maintain physically but also benefits psychologically.
- 適度な運動をすることが大切だと思います。医者や研究者は、脳力だけではなく、体力も必要です。私の場合は、よく夜に走っています。これも私の人生を豊かにし、外国での孤独を感じられないようになりました。
- Wake up early to breathe fresh air, sleep as early as you can.
- I sometimes travel alone or with a close friend.

集中、瞑想

- 毎日 15 分程度瞑想 (Meditation) するようにしています。
- 自分の研究に集中します。
- 日記を書く。
- 人生逆旅の如し、我も亦是れ行人。外国の生活はいろいろ大変ですが、自分の判断を乱れず、目標

に集中して頑張ることは大事です。何によりも いつも心のケアをし、安全を十分に留意してください。心配もし過ぎず、油断もしないでください。うまく行けない時は自分を否定しやすいと思いますが、他人と比べず、世界唯一の自分を大事にすることはなによりです。地球は丸いものです。終わりに見える所は、次の始まりに過ぎないです。必要なことはただ一つ、辛抱強く頑張りを続けていくことです。

相談・支援窓口

- **Cotree**
 - 対応言語：英語・日本語
 - 特徴：英語でのカウンセリングが可能。匿名での相談に対応。
 - 費用：月 2 回まで無料
 - 相談時間：24 時間（週末・祝日含む）
 - オンラインカウンセリングを利用するには、下記リンクより新規会員登録を行ってください。
 - [登録サイト](#)
- **よりそいホットライン**
 - 対応言語：10 言語
 - 特徴：電話や SNS メッセージアプリで相談可能。電話が難しい場合にも利用しやすいサービスです。
 - [サイト](#)
- **Tokyo English Lifeline – TELL**
 - 対応言語：英語
 - 特徴：電話およびオンラインチャットでメンタルヘルス支援を提供。
 - [サイト](#)
- **若ナビα**
 - 対応言語：
 - 電話・LINE：日本語
 - メール・対面相談：英語・中国語・韓国語
 - 特徴：東京都内に住む若者・学生向けの相談支援。
 - [サイト](#)
- **内閣官房 孤独・孤立対策推進室**
 - 対応言語：10 言語
 - 特徴：日本で孤独や孤立に悩む方のための情報集約サイト。チャットボットによる案内あり。
 - [サイト](#)
- **東京都多文化共生ポータルサイト**
 - 対応言語：多言語対応
 - 特徴：外国人向けに、生活情報・行政手続き・相談窓口などの情報を提供。
 - [サイト](#)

ソーシャルメディア

- ソーシャルメディアを利用する際には、被害者となってしまうたり、人を傷つけてしまうことのないよう責任をもって注意を払いましょう。
- ソーシャルメディアを通して誰かを傷つけてしまった場合、炎上や契約解除となるかもしれません。
- 被害者にならないために
 - 個人情報を開示しないように注意しましょう
 - 自身のソーシャルメディアアカウントのプライバシー設定を確認しましょう。知らないうちに変更になっている場合もあります。
 - 個人情報を盗み取ろうとするような詐欺行為に巻き込まれないよう注意しましょう。
 - ソーシャルメディア関連の支払いには注意しましょう
- 加害者にならないために、ソーシャルメディアへの投稿は
 - 順天堂大学の学則や日本の法律を犯してはいけません。
 - 順天堂大学の評判を落とすものであってはいけません。
 - 他者の財産権やプライバシーを侵害してはいけません。
 - 他者に危害を加えるものであってはいけません。
 - 分別があり要らぬ誤解を生まないものでなければなりません。
 - ネガティブな意図をもって行ってはいけません。
- 日本の法律は
 - 日本の法律では、ソーシャルメディアで嫌がる相手に執拗にメッセージを送り続けたり、ブログやソーシャルメディアアカウントにコメントを繰り返すといった行為を罰しています。
 - 日本の法律は、オンラインストーキングに対して、たとえ被害者が被害届を申告しなかったとしても、恐怖で申告できない可能性を考慮して、加害者に訴訟を起こす権限を検察に与えています。
 - 日本の法律では、オンラインストーキングに対して最長 1 年の禁固刑が科せられます。
- ソーシャルメディアに関して何らかの問題を抱えている場合は、国際交流センターにご相談ください。問題解決のお手伝いをします。

食事・アレルギー

アレルギー

- そばは、他の食品よりも微量でも、アナフィラキシーショックなどの重篤な症状を引き起こしやすいため、注意が必要です。そばアレルギーはピーナッツアレルギー同様、アナフィラキシーショックなどの重篤な症状を起こす傾向が高く、命にかかわる場合もあります。そばアレルギーの存在を知らずに食べて、発作を起こすこともあります。
- [アレルギー連絡カード](#)
- [よくわかる食物アレルギー対応ガイドブック](#)

ハラール

- HalalJapan.jp

- [業務スーパー ハラルフード](#)
- [Facebook Halal Japan](#)
- [Hala Navi](#)
- [ハラルメディアジャパン](#)

留学生イベント

- 留学生向けのイベントを開催しています。
- JUIC が留学生と外国人研究生へイベント案内をメールにて送ります。
- 過去のイベントの写真は次の[リンク](#)にあります。

参考情報

日本での生活の案内

- [出入国在留管理庁 生活・仕事ガイドブック](#)
- [東京都国際交流委員会 Life in Tokyo: Your Guide](#)
- [独立行政法人日本学生支援機構 日本留学ガイドブック](#)

外国人在留支援センター

- [外国人在留支援センター](#)は、日本で暮らし、活躍する外国人の在留を支援する政府の窓口で、外国人の相談支援（在留資格、ビザ、人権、司法）等の取組を行っています。
- 〒 160-0004 東京都新宿区四谷一丁目6番1号 四谷タワー 1 3 F、[Google Map リンク](#)

日本語参考

日本語授業

- 順天堂大学の留学生および研究者は下記の日本語の授業を履修することができます。
 - 日本語講座①（初級）
 - 初心者レベル（日本語を全く学んだことがない人も歓迎）
 - 時間：毎週火曜日、水曜日 16：00-17：30
 - 場所：オンライン（Zoom）
 - 教員：共立日本語学院講師

日本語のリソースへのリンク

- アプリ Google 翻訳：[Apple](#)、[Android](#)
- 翻訳サイト：[DeepL](#)
- 翻訳サイト：[Google](#)
- 大規模言語モデル：[ChatGPT](#)
- 翻訳サイト：[weblio](#)
- 翻訳サイト：[Jim Breen's WWWJDIC dictionary service](#)
- 日本語文法：[Visualizing Japanese Grammar from George Washington University](#)
- 日本語文法：[JGram: 日本語文法データベース](#)
- 日本語文法：[日本語の森](#)

日本語の教科書

- 日本語の教科書は、南側のセンチュリータワー 9 階にある学術メディアセンター（図書館）で借りることができます。（セクション 36.810）

日本語能力試験（JLPT）

- 日本語能力試験は原則として日本語にを母語しない人を対象に、日本語能力を測定し、認定することを目的としています。
- 7 月と 10 月に試験を実施されます。
- 日本国際教育支援協会の[サイト](#)から JLPT の登録できます。

順天堂大学国際交流センター（JUIC）

[順天堂大学グローバルページ](#)

[順天堂大学国際交流センター Facebook ページ](#)

メール：juic@juntendo.ac.jp

電話番号：+ 81- (0) 3-3813-3795

住所：東京都文京区本郷 2-1-1

場所：本郷・お茶の水キャンパスセンチュリータワー北 5 階

JUIC の開室時間は次の通りです。

月曜日 - 金曜日：9:00-17:10

土曜日：9:00-13:00（月の第 2 土曜日を除く）

